

平成30年度 第2回足立区区民評価委員会 次第

平成30年8月21日(火)
午前9時30分から12時まで
足立区役所中央館8階特別会議室

1 各分科会の評価結果について

2 足立区区民評価委員会報告書について 重点プロジェクト事業の評価結果について

一般事務事業見直しの評価結果について

「報告にあたって」について

3 その他

4 今後の予定

第3回全体会：8月27日(月)午前9時30分から12時まで
足立区役所中央館8階特別会議室

区民評価委員会報告書の区長への答申：9月5日(水)

区議会報告：9月26日(水)

平成30年度（平成29年度事業実施分）

足立区区民評価委員会報告書

（案）

平成 30 年 9 月

足立区区民評価委員会

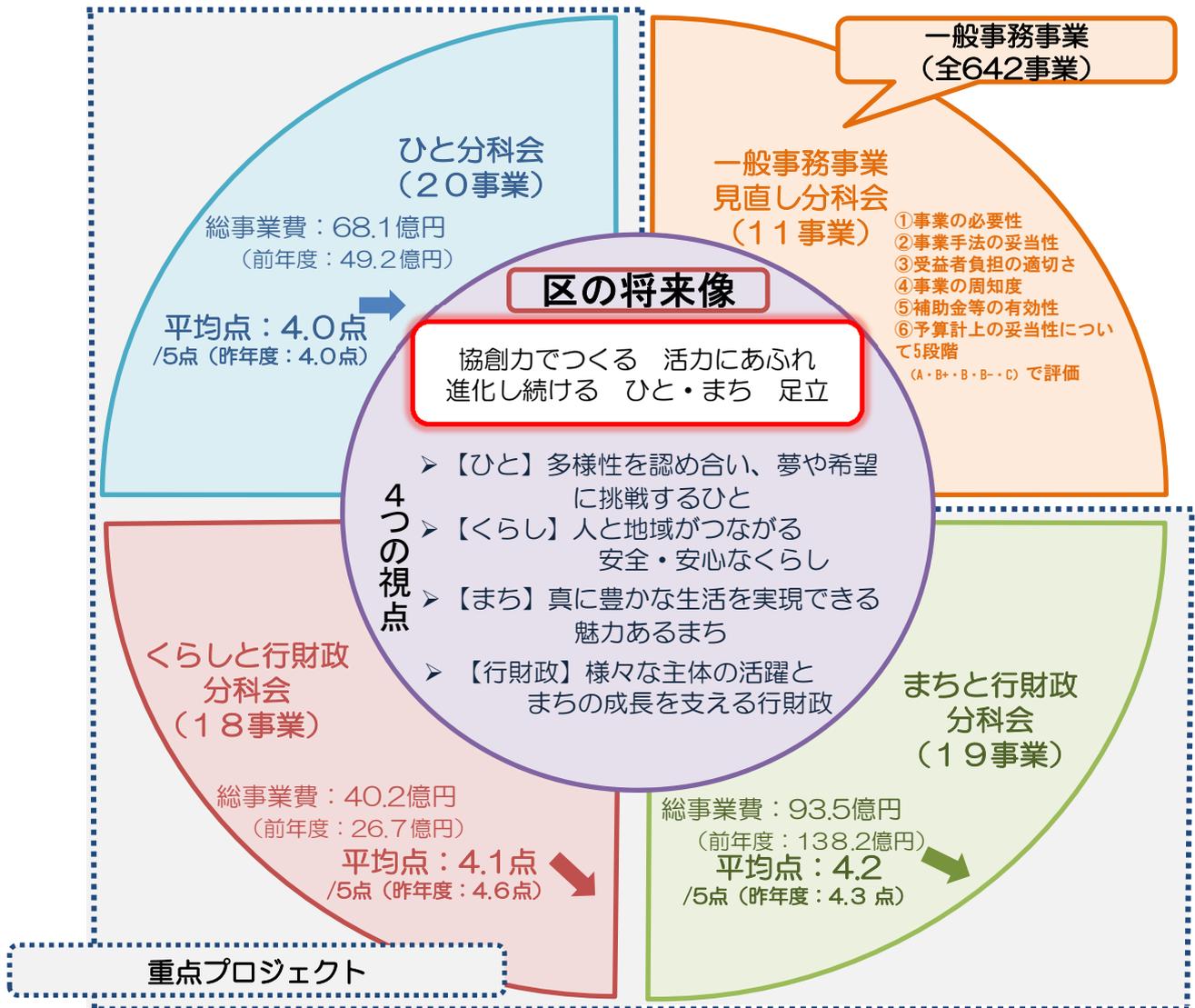
報 告 に あ た っ て

第2回での議論を踏まえて、第3回に提示
いただきます。

平成30年9月

足立区区民評価委員会
会 長 田 中 隆 一

平成30年度（平成29年度実施分）区民評価の結果概要図



目 次

I 足立区区民評価委員会の概要

第1章 足立区区民評価委員会の役割・構成

- 1 委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 委員会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 評価の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 評価活動の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第3章 行政評価の概要

- 1 平成30年度の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 重点プロジェクト事業と一般事務事業の評価の視点の違い・・・・・・・・3

II 重点プロジェクト事業の評価結果

第1章 評価の概要

- 1 評価の対象・視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 評価の項目及び基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (1) 評価の項目
 - (2) 評価の基準

第2章 平成30年度の評価結果

- 1 「5段階評価」の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (1) 昨年度からの変更（全体評価の細分化、基準点の廃止）
 - (2) 「反映結果に対する評価」の結果
 - (3) 「目標・成果の達成状況への評価」の結果
 - (4) 「今後の方向性への評価」の結果
 - (5) 「全体評価」の結果
- 2 重点プロジェクト事業全般にわたる評価・・・・・・・・8
 - (1) 投入コストについて
 - (2) 成果指標の達成率について

第3章 各分科会の評価結果

- 1 「ひと」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 「くらしと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・18
- 3 「まちと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・24

第4章 個別評価調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

Ⅲ 一般事務事業の評価結果

第1章 評価の概要

- 1 一般事務事業の区民評価 145
- 2 評価に用いた資料等 146
- 3 評価の項目及び基準 146
- 4 評価結果の集約 146

第2章 分科会の評価結果

- 1 総括意見 149
- 2 視点別評価結果 150
 - (1) 事業の必要性
 - (2) 事業手法の妥当性
 - (3) 受益者負担の適切さ
 - (4) 事業の周知度
 - (5) 補助金等の有効性
 - (6) 予算計上の妥当性

第3章 個別評価調書 154

資料 177

- 1 足立区区民評価委員会委員名簿 資料1
- 2 足立区区民評価委員会条例 資料2
- 3 足立区区民評価委員会条例施行規則 資料3
- 4 足立区行政評価マニュアル 資料4
- 5 平成30年度重点プロジェクト事業体系一覧 資料5
- 6 平成30年度重点プロジェクト事業ラインナップの変更点一覧 資料6
- 7 用語解説 資料7

※本編中の(*)を付した用語については、資料編(P. ●●)に解説あり

I 足立区区民評価委員会の概要

第1章 足立区区民評価委員会の役割・構成

1 委員会の役割

本委員会は、区が実施した施策や事業について、区民や学識経験者の視点からの評価を実施し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働と区政経営の改革・改善を推進することを目的としている。

2 委員会の構成

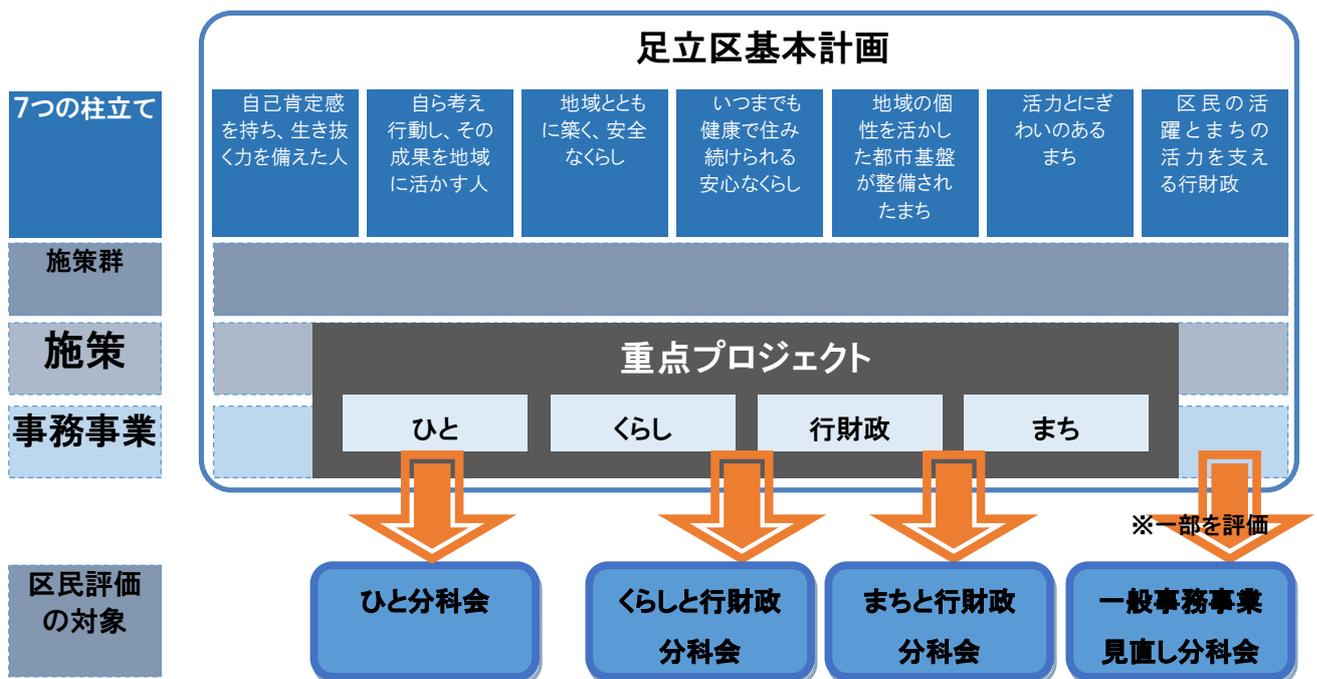
本委員会は、学識経験者委員 5 名、区民からの公募委員 12 名の合計 17 名で構成されている。公募委員の性別・年代構成は以下のとおりである。

○性別：男性 7 名、女性 5 名

○年代別：20 歳代 1 名、30 歳代 4 名、50 歳代 2 名、60 歳代 2 名、70 歳代 3 名

3 評価の体制

重点プロジェクト事業は、平成 29 年度から新たにスタートした基本計画に組み込まれ、施策体系である 4 つの視点（ひと 暮らし まち 行財政）及び 7 つの柱立てに基づき、体系的な見直しが図られた。本委員会は評価活動を効率的に行うため、この体系に合わせて名称も変更した 3 つの分科会（「ひと」「暮らしと行財政」「まちと行財政」）と、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業の評価を実施する分科会（「一般事務事業見直し」）との、計 4 つの分科会を設置した。



第2章 評価活動の経過

本委員会は平成17年度に設置され、今年度が14回目の評価活動であった。

平成30年4月24日の第1回区民評価委員会全体会以降、分科会を含めて、延べ32回の会議を開催した。

【活動経過】

回	日程	会議名	議題等
1	H30.4.24	第1回区民評価委員会全体会	○新委員への委嘱状交付 ○評価委員会の進め方について等
2 ～ 30	H30.6.12 ～ H30.8.9	区民評価 ◆各分科会事前討議 ◆各分科会ヒアリング ◆各分科会評価作業 ※各分科会活動（ヒアリング含む） ・ひと 7回 ・くらしと行財政 7回 ・まちと行財政 7回 ・一般事務事業見直し 8回	○分科会評価の進め方について ○ヒアリング時の質問項目等の検討 ○担当課への質疑・応答の形でヒアリングを実施 ○事業評価検討 1 重点プロジェクト事業 ・反映結果（5段階） ・達成状況（5段階） ・方向性（5段階） ・総合評価（5段階（0.5含む）） 2 一般事務事業 ・項目別評価（6項目、5段階）
31	H30.8.21	第2回区民評価委員会全体会	○各分科会評価の報告・検討 ○区民評価委員会報告書の内容検討
32	H30.8.27	第3回区民評価委員会全体会	○区民評価委員会報告書の内容検討

第3章 行政評価の概要

1 平成30年度の評価

足立区では、行政評価を「行政活動を一定の基準・視点にしたがって定期的に評価し、そこで得られた評価情報を次の計画立案や事業改善へと反映させる一連の作業」と定義づけている。また、その目的として、「区民に対する説明責任を果たし、協働・協創の基礎をつくる」、「成果重視の区政への転換を進めるとともに、基本計画の進行管理を行う」、「PDCAのマネジメントサイクル(*P. ●●参照)を確立し、戦略的な区政経営を行う」、「職員の意識改革を進め、政策形成能力を高める」の4つを掲げている。

本委員会は、これらの内容を踏まえ、区長からの諮問により、平成29年度実施の「重点プロジェクト事業」(資料5 及び 6参照)及び指定された一般事務事業(P. ●参照)を対象に評価を行った(注)。

本報告書に示す評価内容は、区民等で組織された委員会の率直かつ重要な意見であり、区はその真意を十分にくみ取り、平成30年度後半の事業執行及び平成31年度以降の事業計画において、具体的な対応を図られたい。

(注) 平成21年度までの評価は「施策」が対象となっていた。

2 重点プロジェクト事業と一般事務事業の評価の視点の違い

重点プロジェクト事業及び一般事務事業ともに、上記の目的を達成するため行政評価を実施しているが、その評価の視点に違いがある。

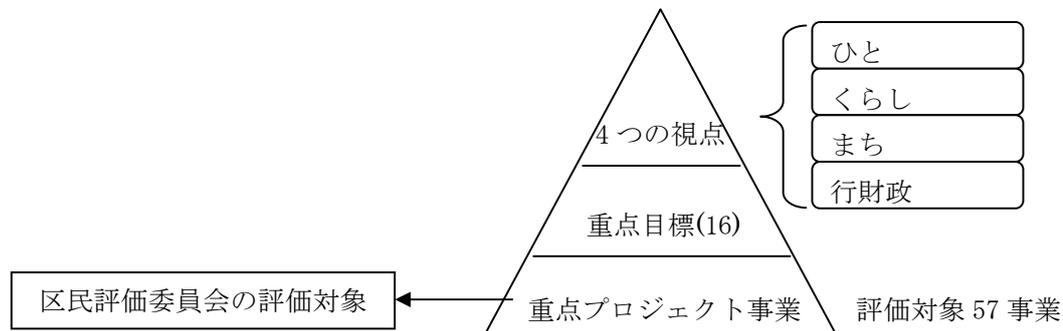
重点プロジェクト事業の評価は、「成果目標に対する達成度の評価」を中心に行い、それを踏まえ、今後の方向性を探ることを目的としている。

一般事務事業の評価は、過去と現在(前年度決算と今年度予算)を踏まえ、予算計上に無駄がないか、効率的手法が担保されているか等、事業予算そのものに対する評価を実施している。

このため、評価の手法、項目及び基準については、それぞれの評価ごとに設定している。

重点プロジェクト事業評価と一般事務事業評価では、一見、異なるミッションに思われるが、行政の多種多様な事務事業の評価を推進し、行政評価制度の成果を挙げていくためには、各々の充実を図ることが重要である。

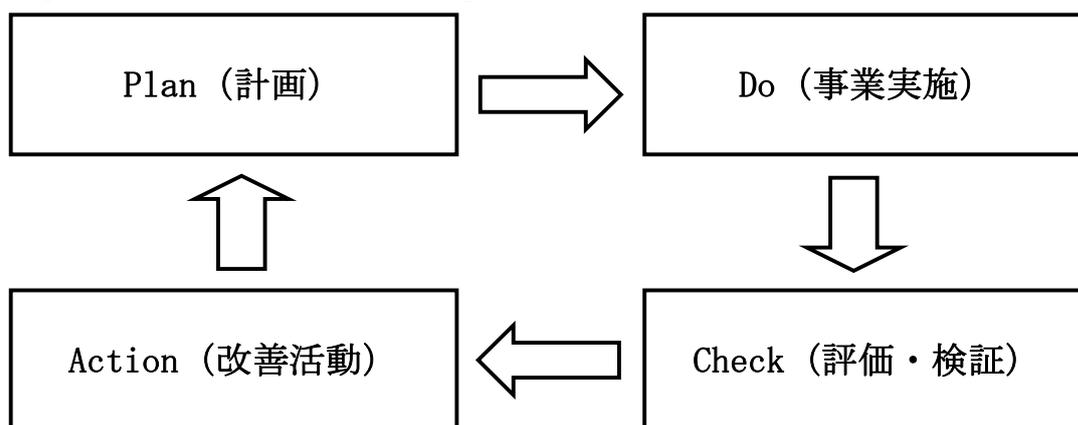
【重点プロジェクトの体系と評価対象】



【評価対象別の評価体制】

評価対象	各部評価	庁内評価委員会	区民評価委員会
重点プロジェクト事業	○	○	○
施策	○		
一般事務事業	○	毎年、全事業の 1/3 を評価対象とし、その中から 30 事業程度をヒアリング	庁内評価委員会がヒアリングを実施した事業から 15 事業程度

【PDCAのマネジメントサイクル】



II 重点プロジェクト事業の評価結果

第1章 評価の概要

1 評価の対象・視点

本委員会の「ひと」「くらしと行財政」「まちと行財政」の各分科会では、重点プロジェクト事業を対象として達成状況の検証、達成に向けた改善方法、新たな課題、昨年度に提言した内容の反映結果などの視点により事業を評価した。

評価対象となる重点プロジェクト事業は、その進捗状況や区を取り巻く環境の変化に即応するため、毎年度ラインナップの見直しを実施している。平成30年度は、29年度より新たに始動した基本計画に沿って重点プロジェクト事業を見直したことで、評価対象事業数は昨年度より6事業増の57事業となった。

評価にあたっては、分科会ごとに事業担当課に対するヒアリングを実施するとともに、各事業の重点目標への貢献度などにも留意し、詳細な検討を行った。

2 評価の項目及び基準

重点プロジェクト事業の各項目評価及び評価の基準は以下のとおりである。なお、今年度評価より評価方法を一部改善（次頁参照）し、合わせて表示方法も変更した。

(1) 評価の項目

反映結果に対する評価	目標・成果の達成状況への評価	今後の事業の方向性への評価
① 昨年度の区民評価委員会の評価（提言）等が事業に反映されているか 注：提言が反映されていない場合は、十分な説明があるかどうか注視する。	① 投入資源に対して、成果が十分に出ているか 注：目標値の設定が妥当であるかどうか注視する。	① 現状の事業の方向性が妥当であるか ② 重点目標に対して、達成の手法が適切に選択されているか

(2) 評価の基準

	反映結果	目標・成果の達成状況	今後の事業の方向性	表示
5	評価（提言）以上に反映した。 （反映率：120%程度）	優れた取組みが多く、十分な成果が出ている。	事業の方向性も手法も適切であり、積極的に推進すべきである。	★★★★★ 5
4	評価（提言）を積極的に反映した。 （反映率：90%程度）	優れた取組みがいくつかあり、成果が出ている。	事業の方向性も手法の選択も概ね適切である。	★★★★☆ 4
3	評価（提言）をある程度反映した。 （反映率：60%程度）	いくつかの取組みにより、成果は概ね出ているが、さらなる努力が必要である。	事業の方向性は概ね適切であるが、手法の選択にやや課題がある。	★★★☆☆ 3
2	評価（提言）の反映が消極的である。 （反映率：30%程度）	いくつかの取組みにおいて課題があり、成果があまり出していない。改善が必要である。	事業の方向性に多少課題があり、選択されている手法も相当程度見直す必要がある。	★★☆☆☆ 2
1	評価（提言）が全く反映されていない。 （反映率：0%）	多くの取組みに課題があり、成果が出ていない。大幅な改善が必要である。	事業の方向性も手法の選択も抜本的に見直す必要がある。	★☆☆☆☆ 1

第2章 平成30年度の評価結果

1 「5段階評価」の結果

(1) 昨年度からの変更(全体評価の細分化、基準点の廃止)

今年度から、より適切な評価につなげるため、全体評価の細分化を図ることとし、5段階の中間値として、「0.5」の評価点を追加する。また、これまで基準点を「4」と設定してきたが、これを廃止し、前頁の評価基準に従い評価を行うこととした。他の評価の項目については、これまでと同様に、5段階評価を実施した。

重点プロジェクト事業の5段階評価平均点は、下記の表のとおりである。総じて昨年度より平均点数の低下が見られるが、事業ラインナップの変更や、前述のとおり全体評価の細分化や基準点の廃止を図ったため、単純な昨年度比較は困難である。

【重点プロジェクト事業の5段階評価平均点数】（「5」が最高）

評価項目	平成29年度 (平成28年度実施分 51事業)		平成30年度 (平成29年度実施分 57事業)
反映結果に対する評価	4.34	➡	4.25
目標・成果の達成状況への評価	4.06	➡	3.88
今後の方向性への評価	4.24	➡	4.04
全体評価	4.27	➡	4.11

(2) 「反映結果に対する評価」の結果

反映結果に対する評価は、「昨年度の区民評価委員会の評価（提言）等が事業に反映されているか」という視点から評価した。この中で、評価を上げたものが9事業、評価を下げたものが13事業あり、昨年度と比較し0.09ポイント減少した。

※「反映結果に対する評価」は、新規事業については評価できないため、評価対象事業数は57ではなく48である。

(3) 「目標・成果の達成状況への評価」の結果

目標・成果に対する評価は、「投入コストに対して、事業の成果が十分に出ているか」という視点から評価した。この中で、評価を上げたものが10事業、評価を下げたものが13事業あり、昨年度と比較し0.18ポイント減少した。

(4) 「今後の方向性への評価」の結果

今後の事業の方向性への評価は、「現状の事業の方向性が妥当であるか」、「目標達成の手段が適切に選択されているか」という視点から評価した。この中で、評価を

上げたものが8事業、評価を下げたものが11事業あり、昨年度と比較し0.2ポイント減少した。

(5)「全体評価」の結果

全体評価は、「反映結果に対する評価」、「目標・成果の達成状況への評価」、「今後の方向性への評価」を勘案しながら、事業全体を総合的に評価した。この中で、評価を上げたものが13事業、評価を下げたものが13事業あり、昨年度と比較して0.16ポイント減少した。なお、分野別の各事業における評価は、「第3章 各分科会の評価結果」に委ね、改善に対する各所管での取組みを引き続き求めていく。

【分科会の評価項目別平均点数の比較】

		29年度 (28年度実施51事業)	30年度 (29年度実施57事業)	昨年度 との差
反映結果	ひと	4.44	3.94	-0.5
	くらし	4.44	4.55	0.11
	まち	4.21	4.25	0.04
	行財政	4.27	4.44	0.17
達成状況	ひと	3.81	3.85	0.04
	くらし	4.11	4.00	-0.11
	まち	4.07	3.62	-0.45
	行財政	4.33	4.10	-0.23
方向性	ひと	4.00	3.80	-0.2
	くらし	4.67	4.07	-0.6
	まち	4.21	4.15	-0.06
	行財政	4.25	4.30	0.05
全体評価	ひと	4.00	3.95	-0.05
	くらし	4.56	4.25	-0.31
	まち	4.14	4.04	-0.1
	行財政	4.58	4.30	-0.28

【5段階評価の分布状況】(数値は事業数) ※()内は昨年度

評価	5	4	3	2	1				
反映結果	17 (18)	26 (31)	5 (1)	0 (0)	0 (0)				
達成状況	9 (14)	33 (26)	14 (11)	1 (0)	0 (0)				
方向性	15 (17)	31 (29)	9 (5)	2 (0)	0 (0)				
評価	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	1
全体	9 (16)	15	19 (33)	9	3 (2)	2	0 (0)	0	0 (0)

2 重点プロジェクト事業全般にわたる評価

(1) 投入コストについて

今年度評価した重点プロジェクトの総事業費（評価調書の投入コスト合計）は、約202億円であり、昨年度と比較すると約12億円減少している。

重点目標別総事業費の中で、特に変動の大きかったもののうち、主な増要因としては、新たに評価対象に加わったもの（No.28 地域包括ケアシステムの推進）、事業費を拡充したもの（No.12 待機児童解消の推進等）がある。

一方、主な減要因は、区営住宅更新事業を重点プロジェクト事業から除外したことによるほか、事業費の減（No.39 鉄道立体化の促進事業等）があるが、これら以外の増減は、対象の重点プロジェクト事業体系及びラインナップを見直した事業の変化によるものであり、単純な比較は困難である。なお、事業コストについては、個別の事業に対して評価を行っており、詳細はP. ●からの個別評価調書を参照されたい。今後も、積極的に費用対効果の自己評価・検証を行い、事業の効率化と区民への説明責任を果たしてもらいたい。

決算数値については、現在最終確認中です。

【平成29年度 重点目標別総事業費】（単位：千円）

視点	重点目標	29総事業費	28総事業費	昨年度比
		(決算額)	(決算額)	
ひと	①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	1,705,337	1,763,918	
	②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	5,005,146	3,128,893	↗
	③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる	76,521	—	
	④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する	24,320	22,776	
くらし	⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する	848,045	566,177	↗
	⑥環境負荷が少ないくらしを実現する	1,141,177	1,076,985	
	⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する	1,678,559	349,843	↗
	⑧健康寿命の延伸を実現する	140,732	131,813	
まち	⑨災害に強いまちをつくる	1,796,290	1,399,576	
	⑩便利で快適な道路・交通網をつくる	1,074,001	864,046	
	⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める	3,956,032	8,563,019	↘
	⑫地域経済の活性化を進める	548,147	439,083	
行財政	⑬多様な主体による協働・協創を進める	212,472	549,792	↘
	⑭戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う	396,053	1,030,830	↘
	⑮区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす	67,887	65,412	
	⑯次世代につなげる健全な財政運営を行う	1,513,873	1,456,955	
合計		20,184,592	21,409,118	

・昨年度比欄には、特に変動が大きかった事業(対前年度比±50%以上)を増:↗ 減:↘で表示した。

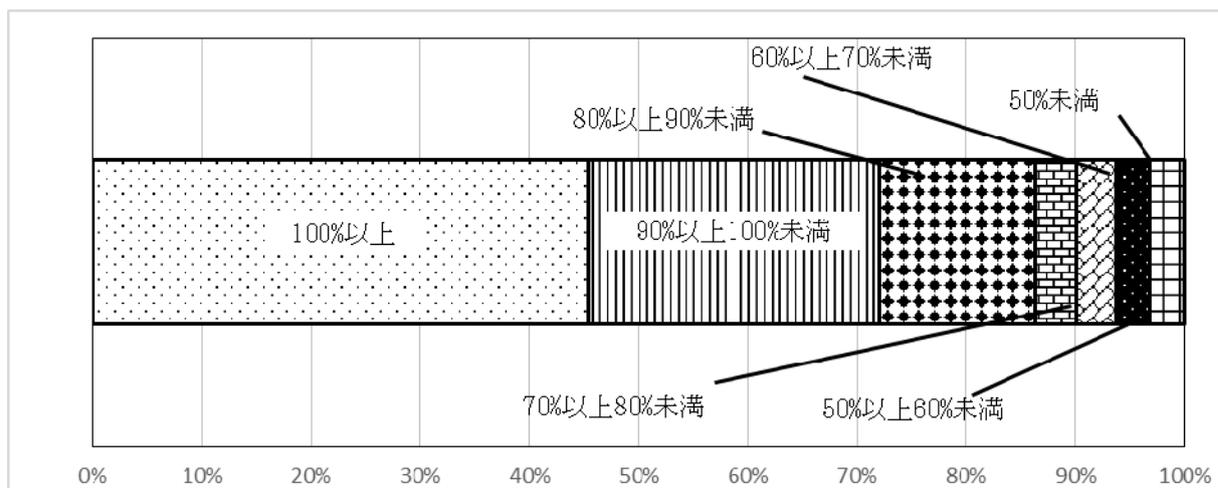
(2) 成果指標の達成率について

重点プロジェクト事業の成果を測る成果指標（各事業担当課において設定）の平成29年度目標値に対する達成率は90.4%である（達成率100%以上の指標は100%として計算）。昨年度91.1%と比べ0.7ポイント減となったが、高い水準を維持し、各事業担当課の取組み成果として一定の評価ができる。ただし、達成率が70%未満の指標も未だ存在しており、引き続き目標達成に向けた活動に取り組んで欲しい。

指標については、昨年度も当委員会において課題があるとの指摘をしたが、今回の重点プロジェクト事業体系の見直しの中で、指標の変更や追加などの工夫が見られ、継続的に改善されている。また、補助資料の提出時の工夫や積極的な提供、事前質問を経たヒアリングは、指標を理解するための貴重な機会となっている。

しかしながら、目標値の妥当性については、本年度の事業に反映されていなかった事業が一部に見受けられた。今後も目標値の妥当性について庁内調整を図り、区民が事業の成果を実感しやすい指標・目標値の設定に引き続き努めていただきたい。

【平成29年度 重点プロジェクト事業 成果指標達成率の割合】 指標総数=161



※各達成率の占める割合は以下表の比率欄を参照

【平成29年度実績 重点プロジェクト事業 達成率毎の成果指標数】

達成率	指標数	比率
100%以上	73(66)	45%(47%)
90%以上100%未満	43(35)	27%(25%)
80%以上90%未満	23(22)	14%(16%)
70%以上80%未満	6(6)	4%(4%)
60%以上70%未満	6(3)	4%(2%)
50%以上60%未満	5(2)	3%(1%)
50%未満	5(6)	3%(4%)
合計	161(140)	100%

※1 1事業につき複数の成果指標を設定しているため、指標数と事業数とは同一には
ならない。

※2 ()内は昨年度

第3章 各分科会の評価結果

重点プロジェクトについては、評価活動を効率的に行うために、「ひと」、「くらしと行財政」、「まちと行財政」の3つの分科会に分かれて評価活動を実施した。各分科会の評価結果は以下のとおりである。

1 「ひと」分科会

【担当事業及び5段階評価】

分野	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年比	ページ	
1	ひと							
	1	幼児教育推進事業・家庭教育推進事務	3	4	4	4	→	
	2	学力向上対策推進事業(小学校の基礎学力対策)	5	4	5	4.5	↗	
	3	学力向上対策推進事業(中学校の基礎学力対策)	4	4	4	4.5	↗	
	4	学力向上対策推進事業(学習・生活支援の人材配置)	4	4	4	4.5	↗	
	5	学力向上対策推進事業(教員の授業力向上)	4	4	4	4	→	
	6	発達支援児に対する事業の推進	—	4	4	4	新	
	7	不登校対策支援事業	4	4	4	4	→	
	8	小・中学校給食業務運営事業(おいしい給食の推進)	5	3	5	4.5	↗	
	9	放課後子ども教室推進事業	4	5	4	4.5	↗	
	10	こども未来創造館事業	4	3	4	3.5	↘	
	11	自然教室事業・体験学習推進事業	3	4	3	3.5	↘	
	重点目標「①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む」 総事業費(決算額)					1,705,337	千円	
	12	待機児童解消の推進	4	5	4	4.5	↗	
	13	学童保育室運営事業	4	4	4	4	→	
	14	あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMAP)の推進事業(妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3~4か月児健診事業)	5	4	5	5	→	
	15	子育てサロン事業	4	4	4	4	→	
	16	養育困難改善事業(児童虐待対策等)	3	4	3	4	→	
	17	ひとり親家庭総合支援事業	—	3	3	3	新	
	重点目標「②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える」 総事業費(決算額)					5,005,146	千円	
18	文化・読書・スポーツ活動協創推進事業	—	3	3	3	新		
19	東京オリンピック・パラリンピックレガシー創出事業	—	4	3	3.5	新		
重点目標「③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる」 総事業費(決算額)					76,521	千円		
20	ワーク・ライフ・バランスの推進事業	3	3	2	2.5	↘		
重点項目「④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する」 総事業費(決算額)					24,320	千円		
全体評価の平均値(ひと分野)				4.0		→		

※表中「昨年比」欄【新規選定事業:新】【全体評価昨年度比 向上:↗ 低下:↘ 維持:→】

れた。前回までは、評価5には達していなかったものに対しては、苦渋の決断で4となっていたが、4.5の評価が可能となったため、評価のしやすさにつながった。最終的には、全体評価で5は1事業、4.5が6事業、評価4が7事業、評価3.5が3事業、評価3が2事業、評価2.5が1事業となった。

反映結果、達成状況、方向性の各評価については、3.8～4.0の結果であり、昨年度との比較では、反映結果0.5ポイント減少、達成状況0.1ポイント増加、方向性0.2ポイント減少となった。反映結果の評価が下がった理由としては、昨年度の指摘を反映しているプロジェクトとそうでないプロジェクトの差が広がってしまったことであった。達成状況は、ほぼ昨年度並みであった。方向性については、実績数向上の限界が考えられたため、従来の行政中心の政策にとどまらず、新たな可能性への言及を求めたため、厳しめの評価となった。

【評価が高かった事業について】

全体評価が5点を示したものは、今年度も「No.14 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (ASMAP)の推進事業 (妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業)」の1事業であった。4.5点を示したものは、「No.2 学力向上対策推進事業 (小学校の基礎学力対策)」、「No.3 学力向上対策推進事業 (中学校の基礎学力対策)」、「No.4 学力向上対策推進事業 (学習・生活支援の人材配置)」、「No.8 小・中学校給食業務運営事業 (おいしい給食の推進)」、「No.9 放課後子ども教室推進事業」、「No.12 待機児童解消の推進」の6事業であった。

◆「No.14 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (ASMAP)の推進事業 (妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業)」

本事業は、出産前の妊産婦の時期から早期発見による訪問指導も含めた個別支援を丁寧に行っている。今年度に関しては、昨年度のiPadによる支援の内容を大幅に改善し、法律面や経済的な側面の情報も加えるなど前向きな努力が認められた。また、実態調査も独自でしており、科学的根拠に基づいた実践を心掛けていた。ヒアリングでの様子においても、職員全体が一体となって質疑応答に応じたり、指摘された点についてもさらなる改善に向けて努力しようとする姿勢が示され、大変高く評価できた。

全体評価5ではなかったが、4.5と高い評価が示された事業は6事業であった。

◆「No.2 学力向上対策推進事業 (小学校の基礎学力対策)」

MIMの導入という足立区ならではの工夫を行っており、すべての子どもにとってわかりやすい授業を心掛けている。その結果、特殊音節を使える児童の割合も目標達成しており、小学生の基礎学力の大幅な向上が示された。

◆「No.3 学力向上対策推進事業（中学校の基礎学力対策）」

民間の塾と連携し、数学チャレンジ、英語チャレンジが開催されている。特に昨年度は人材不足から実施が出来なかった数学チャレンジが今年度は開講することができた。事前・事後テストの伸びも著しく、今後ともに期待したい事業である。

◆「No.4 学力向上対策推進事業（学習・生活支援の人材配置）」

そだち指導員、生活指導員を導入することにより、個に応じた指導が可能となっている。小学生では、学習面を中心に支援し、中学生では学習環境の向上に寄与している。小学生において大幅な学力向上が示されており大変評価できる。

◆「No.8 小・中学校給食業務運営事業（おいしい給食の推進）」

給食メニューコンクールの応募総数も着実に目標を更新しており、本事業は足立区の代表的な事業として根付いている。子どもたちが栄養バランスのよい食事を選択する割合が増加していることや、残菜率も減少傾向を示していることなど評価が高かった。

◆「No.9 放課後子ども教室推進事業」

本事業は、スタッフへの巡回相談などを丁寧に行っており、他区の放課後子ども教室推進事業と比較して非常に充実している事業である。昨年度はPRの必要性を指摘したが、今年度はそれを受け、効果的なパンフレットを作成しており前向きな努力が認められる。

◆「No.12 待機児童解消の推進」

昨年度の指摘を受け、地区別の待機児の傾向を把握し、速やかに保育施設の増設を図っている。認可保育所への入所は適わなくても、保育コンシェルジュを中心に様々な情報を提供することで、個々の事情に応じた適切な保育の提供がある程度可能となっている。また、保育士募集に関しては、広報用のパンフレットを区内だけではなく、全国の養成校に送付する努力が見られた。今後は養成校への送付のみではなく、担当者へ一報電話を入れる等、踏み込んだ対応を行うことで、より効果が示されるであろう。

【評価が低かった事業について】

全体評価で3点を示したものは、「No.17 ひとり親家庭総合支援事業」「No.18 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」、全体評価で2.5点を示したものは「No.20 ワーク・ライフ・バランスの推進事業」であった。

◆「No.20 ワーク・ライフ・バランスの推進事業」

昨年度に引き続き、低い評価となってしまった。昨年度指摘した区内企業に対する働きかけに関しては、42件から104件へと大幅な増加が示され努力の結果が示されている。しかしながら昨年度も指摘していたにも関わらず、WLBの準備企業の目標やWLB認定企業の目標が、対象企業の1/10も満たしていないことが大きな議論となった。現在足立区の中小企業の多くは人手不足が深刻な問題となっており優秀な人材を集めるためにもWLBに取り組まなければならないと思われる。今後どのような制度設計と働きかけを行うと区内企業にWLBが浸透するのか検討が急務であると考えます。

◆「No.17 ひとり親家庭総合支援事業」

本事業は、今年度から新たに評価を行った事業である。ひとり親家庭の実態を調査によりきちんと把握しており、支援への意気込みが感じられた。一方で支援が必要なひとり親家庭は4,000世帯あるにも関わらず各指標の目標値が低いということが指摘された。大切な事業であり、かつ今後の展開が期待されるため、今年度は今後の伸びがあるという意味を込めて低めの評価とさせていただいた。

◆「No.18 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」

本事業は、今年度から新たに評価を行った事業である。文化・読書・スポーツという3つの側面から足立区の生涯学習を支えようとしているもので大変期待が高い事業である。一般的にスポーツの盛況さに比べて、子どもたちの文化活動への参加はあまり多くない。この点をあえて底上げしようとする事業としての期待が高いからこそ、目標値が低すぎる点が残念であった。本事業も今後の期待を込めて今年度は低めの評価とさせていただいた。

【分科会からの提言】

(1) 事業の目的、目標値の妥当性、評価指標について担当課を超えた検討を

昨年度からの引き続きであるが、今年度も事業目的と評価指標との関係、目標値の妥当性、評価指標の測定の仕方などが議論としてあがった。

「ひと」の分野は、要支援者の置かれている立場が様々であり、丁寧に時間を費やしてもすぐに効果が数値として示されるわけではないことは分科会メンバー一同十分に理解している。特に、児童虐待防止、ひとり親家庭支援、不登校支援、待機児対策等は、現場の職員の方がどれほど懸命に努力してくれているかも十分に感じ取ることができた。現場の並々ならぬご努力には尊敬の念を示しながらも、一方でやはり高い実績を目指して方略を考えていただきたい。その際、行政のみでは限界があるので、官民一体となって新しい支援モデルの構築が求められる。

その他にも、目標値の妥当性は昨年度から指摘していたものであるが、それが今年度に反映されていなかった事業も散見された。指摘を活かすためにも一つの課で目標を設定するのみでなく、その目標が妥当かどうか庁内で話し合い調整する役割が行政内で必要ではないだろうか。

最後に評価指標についてだが、評価指標の内容や評価時期の妥当性など難しい側面があると思われる。ぜひ区内の大学をはじめとして学識経験者を交えて評価指標の作成や評価方法について検討をしていただきたい。何度も同じような調査を実施して現場に負担をかけることは避けないとはいけないが、一方でプログラム評価は不可欠であり、大学との連携により実証的なアプローチが可能となると思う。

(2) 地域資源の活用と地域の人材確保に向けて有効なPRへ

足立区の「ひと」分野の事業は、多くの有償ボランティアによって成り立っている。しかし、有償ボランティアの方は、他の地域の役員を担っていたり、高齢化の問題が課題としてあげられている。また、「No.2 学力向上対策推進事業（小学校の基礎学力対策）」の学習支援員、「No.4 学力向上対策推進事業（学習・生活支援の人材配置）」のそだち指導員、生活指導員、「No.7 不登校対策支援事業」の登校サポーター、「No.9 放課後こども教室推進事業」、その他にも体験学習、学童保育室の放課後児童支援員、保育士の確保なども継続的な人材育成と人材確保が不可欠である。

昨年度の指摘を受け、「No.9 放課後こども教室推進事業」では新しいパンフレットを作成したり、「No.12 待機児童解消の推進」では、足立「HOIKU」のパンフレットを全国の養成校に配布したりと様々な工夫は見られた。どのパンフレットも質が高く、インパクトが大きい。しかしながら、パンフレットを送付しても、それがどの程度多くの人に周知されているかは明らかではない。例えば「HOIKU」パンフレットを養成校に送付するのみではなく、教員への説明会や養成校の広報担当者への説

明などもう一步踏み込んだ対応が求められよう。また、各事業が視覚的にもわかるよう、各事業を映像として収録し、駅前のモニターなどで定期的に流したり、区役所で流したり、説明会の際に活用したりと、人々の目に留まるような工夫をぜひしてもらいたいと思う。

(3) 事業間連携のさらなるすすめ

重点プロジェクトは、それぞれが素晴らしい内容である。だからこそ、ヨコの連携を推進することで、より質の高いものとなる可能性を大いに秘めている。ヨコの連携とは、行政の所管の連携と行政を超えた官民の連携である。

行政所管の連携に関しては、①学校の分野、②子育て支援の分野、③体験学習の分野に分けて提言したい。

はじめに、①学校の分野についてであるが、足立区の学校現場では、学力向上、不登校対策、発達支援等様々な支援が展開されている。例えば小学校の場合、学校内に特別支援学級、特別支援教室、そだち指導の部屋、別室登校の部屋などがある。これらの校内資源の連携がどれほどできているかは疑問である。

もともと特別支援教育から派生している MIM は、小学校低学年には活用されているが、特別支援教室や特別支援学級では活用されていないと伺った。また、別室登校をしている児童は、そだち指導を受けることができない。しかしながら、学習のつまずきや発達の課題を背景にして不登校になる児童は一般的に多い。そこで、別室登校をしながらも必要に応じてそだちの指導を受けたり、チャレンジ講座を受講できたりするなど柔軟性を持たせてみたらどうであろうか。

次に、②子育て支援の分野では、ASMAP と子育てサロン、こども支援センターげんき、ひとり親家庭支援、児童虐待防止などとの連携を提唱したい。特に ASMAP で活用しているアプリは、他の施設でも活用できるのではないかと思われる。また、ASMAP で妊産婦にかかわる際に、ひとり親家庭支援やこども支援センターげんきなどの情報を提供することも可能であろう。その際、キャンプやサロンなどの、ひとり親家庭向け交流事業の様子を動画として視聴できるとイメージがわかりやすいのではないかと考えた。いずれにせよ、ヨコの連携を行うことで、より網の目の支援が可能になろう。

次に、③体験学習の分野であるが、今年度は、「No.10 こども未来創造館事業」で「No.9 放課後子ども教室推進事業」との連携や、地域の大型商業施設との連携ができたとのことで工夫の努力が認められる。今後はさらに、「No.10 こども未来創造館事業」と「No.8 小・中学校給食業務運営事業（おいしい給食の推進）」などの連携、例えば、コンクール受賞の料理をとんがりキッチンで作ってみたいなどが考えられる。他にも、「No.18 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」、「No.19 東京オ

オリンピック・パラリンピックレガシー創出事業」、「No.6 発達支援児に対する事業の推進」との連携なども期待できる。

最後に官民連携についてだが、「No.20 ワーク・ライフ・バランスの推進事業」「No.17 ひとり親家庭総合支援事業」「No.16 養育困難改善事業（児童虐待対策等）」「No.11 自然教室事業・体験学習推進事業」なども、積極的に民間と連携してほしいと思う。足立区には様々な企業があるので、下町の企業への職業体験、町探検、そして企業研修としてWLBやひとり親家庭支援、児童虐待防止等をテーマにあげて研修を行ってもよいと思う。ぜひ柔軟なアウトリーチを期待したい。

2 「くらし」分科会

【担当事業及び5段階評価】

分野	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年度	ページ
2	くらし						
21	ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上）	4	4	4	4	↓	
22	生活環境保全対策事業（ごみ屋敷、不法投棄、放置自転車対策）	4	5	5	5	→	
23	ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり推進地区認定事業）	—	4	2	2.5	新	
24	ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業）	5	3	5	4.5	↓	
重点目標「⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する」総事業費（決算額）					848,045	千円	
25	エネルギー対策の推進（温室効果ガス排出削減）	4	4	4	4.5	↗	
26	ごみの減量・資源化の推進	5	4	4	4.5	↗	
27	自然環境・生物多様性の理解促進事業	4	3	4	4	→	
重点目標「⑥環境負荷が少ないくらしを実現する」総事業費（決算額）					1,141,177	千円	
28	地域包括ケアシステムの推進	—	4	3	3.5	新	
29	介護予防事業（パークで筋トレ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのらくらく教室）	4	3	4	4	↓	
30	孤立ゼロプロジェクト推進事業	5	5	4	4.5	↓	
31	生活困窮者自立支援事業	5	5	5	5	→	
重点目標「⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する」総事業費（決算額）					1,678,559	千円	
32	データヘルス推進事業	—	4	4	4	新	
33	健康あだち21推進事業（糖尿病対策）	5	4	4	4.5	↗	
34	こころといのちの相談支援事業	5	4	5	5	→	
重点目標「⑧健康寿命の延伸を実現する」総事業費（決算額）					140,732	千円	
4	行財政						
48	NPO・区民活動支援事業	4	4	4	4	→	
49	町会・自治会の活性化支援	4	3	3	3.5	↓	
50	協創推進体制の構築	—	2	4	3	新	
51	大学連携コーディネート事業	5	5	3	4.5	↓	
重点目標「⑬多様な主体による協働・協創を進める」総事業費（決算額）					212,472	千円	
全体評価の平均値（くらしと行財政分野）				4.1		↓	

※表中「昨年度」欄【新規選定事業:新】【全体評価昨年度比 向上:↗ 低下:↓ 維持:→】

【評価の概要】

くらしと行財政分科会が評価を行った重点項目は次の5つであり、全体で18事業である。

〈くらし〉

区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する-----	4事業
環境負荷が少ないくらしを実現する-----	3事業
高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する-----	4事業
健康寿命の延伸を実現する-----	3事業

〈行財政〉

多様な主体による協働・協創を進める-----	4事業
------------------------	-----

前年度より4事業増の18事業となった。内訳としては、「くらし」分野の「区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する」が4事業、「環境負荷が少ないくらしを実現する」が3事業、「高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する」が4事業、「健康寿命の延伸を実現する」が3事業、「行財政」分野の「多様な主体による協働・協創を進める」が4事業となった。

本分科会の評価は、事業評価調書と説明資料に委員4名すべてが目を通し、ヒアリング前に、書面による質問を担当課に提出、書面で回答を受けた。

ヒアリングでは、事業の成果や課題、今後の対応について、調書や事前質問ではわかりづらかった点を直接聴き取る形で行われ、その後4名による検討の結果、分科会としての最終評価をまとめた。

なお、分科会として評価するにあたり、委員のあいだで留意した点は以下の通りである。

- (1) 継続事業については、前年度に実際に委員が要望、提案した意見が、結果として反映されたものとなっているかを「反映結果」項目の評価・評点の主たる基準とした。
- (2) 「達成状況」項目については、活動指標・成果指標の達成度（数値）を重視した。ただし、新事業の場合については、目標値の妥当性についても検討した。
- (3) 「方向性」項目については、費用対効果、関係機関との協働・連携、サービスとしての必要性やPR効果など、さまざまな観点から今後、必要と思われる視点やアイデアを提案するよう心がけた。

つなぐシートの活用などの取組みは高く評価できる。また、PC、スマートフォンで特定ワードを検索すると、相談窓口が表示される取組みも効果的である。ひきつづき、関連事業者との連携を図り、切れ目ない支援を実現できるよう期待したい。

【評価が低かった事業について】

全体評価が3点以下となった事業は、下記の通り2事業（ともに新事業）である。該当事業については、事業内容の見直し、改善を要望したい。なお今年度は、評価点が2点以下の事業はなかった。

- ◆「No.23 ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり推進地区認定事業）」
費用対効果、専門家委託の手法などの面で、抜本的見直しの検討が求められる2.5点という厳しい評価となった。地域での防犯意識を高めるといった事業の目的や意義は大いに理解できるので、費用や手法、さらに進行管理などの面での工夫がほしい。町会・自治会役員を中心とした事業から、広く区民をまきこむような事業へと進展させることを望みたい。

- ◆「No.50 協創推進体制の構築」

新事業であるとはいえ、スタートの遅れは否めず、実績の乏しさゆえに評価がしづらい。担当部局より説明を受けても、なかなか理解しにくい事業であるので、まずは、区民向けに具体例を発信すること、さらに、庁内・職員間での理解・情報共有が先決となる。新規性に富み、区にとっては不可欠ともいえる目玉事業でもあるので、今後の進捗に期待したい。

【分科会からの提言】

（1）評価対象新事業に対する期待

本分科会で平成30年度より評価対象となった事業は、全部で4事業。これまでの数値や分析データの蓄積が少ないこともあって評価作業が難航した。とくに、「No.23 ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり推進地区認定事業）」「No.28 地域包括ケアシステムの推進」「No.50 協創推進体制の構築」の3事業は、事業の目的や意義の重要性は共有されつつも、結果として、低い評価となり、評価作業のプロセスでは、事業の効果や手法をめぐって、委員のあいだでさまざまな意見が交わされた。

まず、評価委員の期待値が高いにもかかわらず、事業を推進していくプロセスに

課題がみられたのが、「地域包括ケアシステム」と「協創の推進」に関する両事業である。どちらも、庁内関係部局のみで完結する事業ではなく、さまざまな事業者、団体等をコーディネートしながら、区民や地域社会にとって最大の効果を引き出す連携支援型の事業である。医療と介護、NPOと企業など、成り立ちや仕組が異なる組織の連携を図る異分野協働の試みは、互いの信頼関係なくしては成り立たない。行政がその間に入り、関係を取り持ち、調整するためには、相応の人材の育成と信頼関係を構築するための時間を要する。

事業の方向性として、モデル事業を先行して実施し、そこから得られた知見や課題を検討することが必要となるとの認識であるが、区民としては、これらの事業の推進によって、地域社会や日々の生活がどのように変化していくのかがイメージしづらい。区民の理解を一層深めるためには、まずは目に見える形での「具体的な成果」が求められる。あわせて、「何のために取り組まなければいけないのか？」という問いに答えるためのスピーディーでインパクトのある広報・PR活動も必要となるだろう。

また、「データヘルス推進事業」は、データの収集・活用の重要性は誰しもが認めるところであるが、こうしたデータの収集が、区民にとってどのようなメリットがあるのか、どのような課題解決に有用なのか、がわかりにくいという指摘も見られた。区民の健康情報を「管理する」ためのデータ収集ではなく、区民に「還元する」ためのデータの収集であるということをふまえたシステムづくりが必要であり、得られたデータや知見については、できる限り、オープンにしていく姿勢も大切であろう。

「地域包括」「協創」両事業についてもいえることであるが、関係諸機関や団体、大学などとも連携・協力しながら、メリットや期待される効果、将来の方向性をわかりやすく区民に公開、説明していくいっそうの努力が求められる。

(2) 「体感治安」の上昇をめざして

「No.21 ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上）」はこれまで連続して5点の評価を重ねてきた重点プロジェクト事業のなかでの優等事業の一つであった。ところが、本評価では、4点と評価を下げることとなった。その理由となった成果指標の一つが「区内刑法犯認知件数」である。低減化しつつあった「区内刑法犯認知件数」が、平成29年度、一転上昇し、6年ぶりに都内ワースト1に逆戻りとなってしまった。足立区は「(意外にも)治安は悪くない」とされる根拠の一つとなっただけに、残念な結果であった。

区はこれまで、刑法犯認知件数を「劇的」に減少させてきた実績を積極的にPRすることで、「負」のイメージの払拭を試みてきた。とりわけ「数」にこだわってきた

わけであるが、今回の結果を見る限り、今後、これまでのようなペースでの低減化は難しいといわざるを得ない。これからは、「数」へのこだわりに加え、区民の「体感治安」や「治安イメージ」を上昇させる広報戦略にも力を入れる工夫が求められる。さまざまなアイデア（愛錠ロック、がっちりロック、ペンタゴン作戦ほか）や取組み（パトロールやキャンペーンなど）を先駆的に導入し成果を上げてきた実績をマスメディアやSNSを通じて、広く区内外へ伝播させ、安全・安心な区としてのイメージを定着させることが必要となる。「体感治安＝良い」6割の早期達成に期待したい。

（3）東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催まで2年を切った。とくに、まちの治安や美化にかかわる事業は、当面このオリパラに向けて、一定の目標を設定することも必要となるであろう。「No.21 ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上）」では、すでに「刑法犯認知件数」や「治安イメージ」などで目標値を置き、「足立区総ぐるみ」での犯罪防止に取り組む姿勢を見せている。他方、「No.24 ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業）」では、平成 29 年度、主要駅（とくに竹ノ塚駅）のごみの数が増加するなど、懸念点もある。「ビュー坊プレート」の認知度も低く、大規模イベントを前に区民の美化意識、マナーの向上が求められる。オリパラを一定の期限とした目標の設定を急ぎたい。

また、関連するボランティア等の人材発掘・育成や団体間の連携、協力関係の構築に関しては、「No.48 NPO・区民活動支援事業」「No.50 協創推進体制の構築」「No.51 大学連携コーディネート事業」などを通じて、区がコーディネーターとしてかかわるケースも増えることが予想される。区民や団体・組織を「つなぐ」「育てる」実践の場としてオリパラを有効に活用してもらいたい。

3 「まちと行財政」分科会

【担当事業及び5段階評価】

分野	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年比	ページ	
3	まち							
	35	防災力向上事業(防災訓練・防災計画)	4	4	4	4	→	
	36	防災まちづくり事業の推進(密集市街地整備・不燃化促進・細街路整備)	5	4	4	4	→	
	37	建築物減災対策事業	4	3	4	4	→	
	重点目標「⑨災害に強いまちをつくる」総事業費(決算額)					1,796,290	千円	
	38	交通環境の改善事業(都市計画道路及びバス・自転車走行環境の整備)	4	4	4	4	↘	
	重点目標「⑩便利で快適な道路・交通網をつくる」総事業費(決算額)					1,074,001	千円	
	39	鉄道立体化の促進事業(竹ノ塚駅付近連続立体交差事業)	5	4	5	5	→	
	40	空き家利活用促進事業	—	4	4	3.5	新	
	41	緑の普及啓発事業	4	3	4	3.5	↘	
	42	公園等の整備事業(パークイノベーションの推進等)	5	4	5	5	→	
	重点目標「⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める」総事業費(決算額)					3,956,032	千円	
	43	創業支援事業(産学金公ネットワークによる起業・創業支援)	4	3	4	4	→	
	44	経営改善事業(生産性の向上と競争力強化)	4	4	4	4	→	
	45	販路拡大支援事業(区内産業・製品のPR)	5	4	5	4.5	↗	
	46	商店街と地域商店の魅力向上事業(訪れたいくなる店づくりと人が集うまちの創出)	3	3	4	3.5	↗	
	47	就労支援・雇用安定化事業(区内企業の人材確保支援等)	4	3	3	3.5	↘	
	重点目標「⑫地域経済の活性化を進める」総事業費(決算額)					548,147	千円	
	4	行財政						
		52	接客力の向上	5	5	5	5	↗
53		人材育成事務(職員研修事業、職員の能力を活かす人事)	5	5	5	5	↗	
54		情報発信強化事業(各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等)	4	4	5	4.5	↘	
55		区民意識調査事業(世論調査・区政モニター制度等)	4	4	4	4	→	
重点目標「⑬戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う」総事業費(決算額)					396,053	千円		
56		シティプロモーション事業	4	4	5	4.5	↘	
重点目標「⑭区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす」総事業費(決算額)					67,887	千円		
57		4公金収納金の収納率向上対策(税・保険料)	5	5	5	5	→	
重点目標「⑯次世代につなげる健全な財政運営を行う」総事業費(決算額)					1,513,873	千円		
全体評価の平均値(まちと行財政分野)				4.2		↘		

※表中「昨年比」欄【新規選定事業:新】【全体評価昨年度比 向上:↗ 低下:↘ 維持:→】

取り組んだ事業が多かったことの裏返しとしての結果であり、悲観する必要はなく、むしろ積極性の表われであり、今後に期待が持てるものと捉えるべきものである。

19事業の全体評価について、「5」は5事業、「4.5」は3事業、「4」は7事業、「3.5」は4事業で、「3」という事業はなかった。これについて、特記すべき事項をコメントする。

【評価が高かった事業について】

まず、以下の3つは、昨年度と同様、全体評価が「5」の事業である。昨年度までの着実、積極的な取り組みを継続して良好な成果が得られた。

◆No.39 鉄道立体化の促進事業（竹ノ塚駅付近連続立体交差事業）

着実に連続立体化工事を進め、周辺まちづくりについても都市計画決定という大きな関門を乗り越えた。特に立体化については大掛かりな工事であり、工程も複雑であることから、机上の説明だけではなかなかその意義・大変さが伝わりにくいということもあって、昨年度に引き続き現地見学をお願いしたのであるが、丁寧な説明を受け、鉄道立体化工事と周辺まちづくりを着実に進めている状況をつぶさに理解できた。

◆No.42 公園等の整備事業（パークイノベーションの推進等）

従来から足立区は公園の維持管理のあり方を模索してきたが、今回、足立区独自のパークイノベーションの方向性を見出し、具体的な取り組みにつなげた。区民評価委員会では意欲的なプレゼンテーションによって、この取り組みを明快に説明され、委員との活発な意見交換ができた。

◆No.57 4 公金収納金の収納率向上対策（税・保険料）

従来から着実に成果を上げてきたのであるが、今回、さらに明快な活動指標、詳細な成果指標を設定し、収納率の向上に対する取り組みを重点化し、収納率向上につなげている具体的な状況が手に取るように理解できた。

次の2つは、昨年度から評価を上げて、全体評価が「5」となった事業である。

◆No.52 接客力の向上

研修などを充実させることも重要だが、職員の自発的な取り組みを促す仕組みが作られ、各職員が接客の現場でどのような意識をもって行動していくかが大切になってくる。

この点で、当事業は従来への取り組みの殻を破って、次の段階に進化したということが高い評価につながった。

◆No.53 人材育成事務（職員研修事業、職員の能力を活かす人事）

協創を实践できる職員を育成するため、高い目標を設定したばかりでなく、それを上回る実績につなげた。人材育成に向けた研修の充実を目指そうとする意欲が伝わり、高い評価となった。

【評価が低かった事業について】

全体評価が「3」という事業はなかったため、評価が低かったという事業を敢えて上げる必要はないかもしれない。ここでは、本分科会としては評価が低い全体評価「3.5」の事業についてコメントする。

◆No.40 空き家利活用促進事業

この事業は、今回の新規事業である。しかも実質的に年度末に迫る4か月間を事業期間として立ち上がったばかりである。達成状況を評価できる段階ではなく、成果が現れるのは今後のこととしなければならず、どうしても全体評価を抑えざるを得なかった。今の段階では格別な問題があるわけではなく、今後期待するところが大きい。

◆No.41 緑の普及啓発事業

この事業は、従来から着実に全体評価「4」を継続してきている。区民に対して地道に「みどり」の普及啓発に取り組んできた。今回やや評価を下げたのは、成果指標として掲げている世論調査での啓発度が下がったところによる。普及啓発を図った区民に対して直接問うた結果ではなく、区民全体から統計的に選ばれた区民に問うているわけであるから、あくまで間接的な成果としての普及啓発度が下がったということである。そもそも世論調査はその間接性に意義があるのであって、今後、さらに普及啓発を図っていかなければならないことを示しているのであるが、本事業の地道な活動は高く評価できるだけに、何とも歯がゆい印象であった。

◆No.47 就労支援・雇用安定化事業（区内企業の人材確保支援等）

この事業は、実質的に新規事業である。景況が幸いして、就労支援という点では足立区では非常に良好な状況となったことから、軸足を就業希望者側から見た就労支援ということから、企業側から見た人材確保支援に移したのである。したがって達成状況を評

価できる段階ではなかった。決して評価が低い事業として取り上げるべきものではなく、むしろ、状況に応じて事業の方向性を柔軟に考え直すという取り組みは称賛に値するものである。

◆No.46 商店街と地域商店の魅力向上事業（訪れたいくなる店づくりと人が集うまちの創出）

昨年度、当分科会では、全体評価結果が「3」となった唯一の事業であった。これは、全国的に衰退著しい「商店街」の魅力向上という大変な課題に対して、そのための手段があまりにも限られていることが大きな理由であったが、区民評価を受けて、表題に商店街ばかりではなく地域商店を加え、訪れたいくなる店づくりと銘打って、多くの客足による賑わいということよりも、訪れたいくなる居場所を必要な区民に提供するという方向性に切り替わりつつあるところは高く評価できる。その結果今回は「3.5」に全体評価が上がったのであって、今後に期待が持てる。

【分科会からの提言】

今回も、当分科会は、活発に担当部署と相当掘り下げた質疑を行うことができたが、そのやりとりの中で、次のような点が、多くの重点プロジェクトに共通する指摘事項として浮かび上がってきた。

（1）積極性・チャレンジ精神

長年にわたる区民評価が定着し、どの部署もプレゼンテーション力が向上し、活発なやりとりにつながっていると思われる。その中でも、区民のために、より自主性・主体性が感じられる部署が事業評価という点で成果を発揮している傾向にあると感じられた。けっしてプレゼンテーションが良好であれば評価が高いということではない。プレゼンテーションに力を注ぎさえすれば高い評価が得られるというのでは、まさにそこから区民評価というものの形骸化が始まる。ここで指摘したいのは、区民評価を受けて、次に何にチャレンジするかという積極性があると、好循環が生まれ、それが成果につながり、だからこそプレゼンテーションにも心がこもるというような傾向にあるのではないか。このプロセスこそがPDCAサイクルの実効性ということであり、事業の発展となっていくのではないかということである。

今回は、この良好なプロセスという点が感じられる取り組みが多々あったのであるが、一方で、もう一息ではないかという事業も垣間見られた。

(2) 連携

連携という点は、本分科会では毎回のように提言に盛り込んできた。けっして部署間の連携が図られていないということではなく、年々連携の重要性ということも認識され、形になりつつあるのではないかと思われるが、今回もやはり指摘しておきたい。

足立区政を広く見渡すと、そこには大きな課題が横たわっている。例えば“防災”。部署別に最善を尽くし成果を達成したとしても、それはそれで尊いことなのであるが、区民の安全・安心が確保できたのかということ、次なる課題が必ず現れてくる。常に次なる目標に向かって新たな課題を設定してチャレンジしていかなければならない。その時、部門間の連携ということが非常に効果的なのであり、このことを常に意識してほしいのである。

また、今回は、新設のNo.40 空き家利活用促進事業ばかりではなく“空き家”に関連する取り組みがいくつかあるように思われた。これこそは、その解消・利活用について、各部門のアイデアを結集し、連携して取り組むべきプロジェクトではないか。今後を期待したい。

(3) 町会・自治会への周知、町会・自治会以外への周知

重点プロジェクトとしての成果が、いかに区民に広くその取り組みを周知するかということにかかっている事業が多い。従来、町会等のまち中の組織を通して取り組みを周知する、そのための取り組みが重要視されてきた。しかし、町会等の組織率とでもいうべきものが顕著に低下している。町会・自治会以外へのアプローチを充実させるべきではないかということについて、従来から必要に応じて指摘してきたところである。

今回は、昨年度の指摘を受けて、どのように取り組んで行くかを意識した事業も見受けられ、その中でもNo.35 防災力向上事業(防災訓練・防災計画)や、No.41 緑の普及啓発事業について、特に小中学校での行事・イベントを通じて地域に広く情報を広めていくといった取り組みができないかという点で活発な意見交換がなされた。ただでさえ忙しい教育現場をさらに煩わすようなことになってはならないが、地域に対する情報発信、情報伝播の力は大きいので、無理のない範囲で連携を深めていくということも必要であろう。

いかに区民に広く重点プロジェクトの取り組みを周知するかということは、終わりのない課題であり、様々なやり方を模索していかなければならない。この点でそれぞれの部署で、どのような取り組みがなされることになったか、その説明を次回も楽しみにしている。

第4章 個別評価調書

調書中の(*)を付した用語については、資料編(P.●●)に解説あり

一般事務事業の評価結果

第1章 評価の概要

1 一般事務事業の区民評価

足立区では、約 650 の全事業（以下「一般事務事業」という。重点プロジェクト事業を含む全ての事業）について毎年各部による内部評価を実施している。さらに全事業を3年毎に庁内評価の対象とし、そのうち30事業程度を庁内評価ヒアリング対象事業としている。対象事業については、予算に対する低執行率を始め、事業の手法や有効性など何らかの課題があるといった視点により選定し、かつ特定の施策分野に集中しないよう広範囲の施策分野から選定している。なお、今年度は、区が交付する補助金・助成金（以下、補助金等）について見直しを行う年（3年毎に区の財政課で実施）であることから、評価対象として執行状況等に課題がある補助金等を取り扱う事業が積極的に選定されている。

区民評価は、庁内評価ヒアリングを実施した事業のうち、区側から諮問された下記11事業について実施した。

なお、一般事務事業の区民評価は平成23年度に試行実施し、平成24年度から本格実施したものである。

【平成30年度 区民評価対象事業】

番号	事務事業名	部	課
1	東京電子自治体共同運営事務	政策経営部	情報システム課
2	被災者応急支援事務	地域のちから推進部	地域調整課
3	子ども読書活動推進事業	地域のちから推進部	中央図書館
4	ものづくり支援事業（見本市出展助成）	産業経済部	産業振興課
5	障がい者外出支援事業（身体障がい者用三輪自転車購入費補助金）	福祉部	障がい福祉課
6	食育推進事業	衛生部	こころとからだの健康づくり課
7	環境計画推進事業（環境基金による助成）	環境部	環境政策課
8	交通安全の普及啓発事業（交通安全協会補助金）	都市建設部	交通対策課
9	建築安全事務（感震ブレーカー設置費助成、応急危険度判定員）	都市建設部建築室	建築安全課
10	育英資金事業	学校運営部	学務課
11	子育て推進支援事業	子ども家庭部	子ども政策課

2 評価に用いた資料等

評価対象の全事業について、行政評価の事務事業評価調書（平成 29 年度事業実施分）、平成 30 年度の予算内示書、平成 28、29 年度の決算分析帳票（予算執行状況表）を、補助金の交付事業についてはそれらに加えて補助要綱を評価の基本資料とした。

その他、対象事業ごとに、必要と判断された参考資料の提出を求め、基本資料と合わせて参考とした。また、必要に応じて施設等の視察（今年度については堀田製作所）を行い、適切な評価ができるようにした。

3 評価の項目及び基準

事業ごとに 事業の必要性、 事業手法の妥当性、 受益者負担の適切さ、 事業の周知度、 補助金等の有効性、 予算計上の妥当性の各項目について、「A・B+・B・B-・C」の 5 段階評価を行った。

なお、重点プロジェクト事業が「前年度評価・提言に対する反映度」「目標・成果の達成状況」等を評価するのに対し、一般事務事業は毎年評価対象事業を変えているため、経年での評価や成果の達成状況等の把握が困難であるところが異なる。

また、上記点検項目のうち、 は、重点プロジェクト事業の評価では用いられない一般事務事業独自の評価基準である。例えば「予算計上に無駄がないか」「効率的な手法が採られているか」、補助金支出事業であれば「補助金の有効性は高いか」等を、前述の資料をもとに評価している。

評価基準の詳細は、次頁のとおりである。

4 評価結果の集約

事務局で各委員の意見を事業別に集約した。評価が分かれた場合にも分科会において委員が相互に意見を述べて調整し、分科会総意としての評価をまとめた。その他、各事業について、委員が述べた自由意見をまとめた上で、評価全体を通じた総括意見を付した。

なお、一般事務事業は重点プロジェクト事業と異なり評価対象事業が毎年変わるほか、重点プロジェクト事業に資源を重点配分する「選択と集中」の中で、一般事務事業では効率や費用対効果の視点がより重視される等の違いがある。そのため、報告書の書式や記載内容も重点プロジェクトのそれとは異なる形式となっている。

点検項目	ランク	基準
事業の必要性	A	<p>【必要不可欠である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令で実施が義務づけられている事業である。 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
	B+	<p>【必要性が高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
	B	<p>【一定の必要性が認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
	B-	<p>【必要性があまり認められない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民生活向上への寄与度が高いとはいえ、実施の必要性が相対的にあまり認められない。
	C	<p>【必要性がかなり低い、薄れている】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間や国、都でも同様の事業やサービス等を行っており、区で実施する必要性が低い。 社会・地域情勢の変化や、区民ニーズの減少により、実施の必要性が薄れている。
事業手法の妥当性	A	<p>【事業手法は十分妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等の規定により区が直接実施しなければならないため、検討する余地はない。 区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は十分妥当である。
	B+	<p>【事業手法は妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
	B	<p>【事業手法は概ね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
	B-	<p>【事業手法を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更高める可能性が大きい。
	C	<p>【事業手法を見直すべきである】</p> <ul style="list-style-type: none"> (直接実施の場合) 民間企業、NPO等で類似事業を実施しており、外部化等によりサービス水準や効率性を高める必要がある。 (委託等を行っている場合) 委託範囲や契約方法等を見直すことで、サービス水準や効率性を高める必要がある。
受益者負担の適切さ	A	<p>【受益者負担は十分適切である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公費により全額区が負担すべきものである。 適切な受益者負担(利用料徴収等)を導入している。
	B+	<p>【受益者負担は適切である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公費により全額負担すべきまでは無いが、社会情勢や他自治体の状況等にも対応し、適切な受益者負担を導入している。
	B	<p>【受益者負担は概ね適切である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や他自治体の状況等によって、その額や対象等を再検討する余地があるが、現在の受益者負担は概ね適切である。
	B-	<p>【受益者負担を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担(利用料徴収等)を求めるべき事業であるかどうか十分検討し、相当程度見直す必要がある。 (受益者負担を導入している場合) 公平性等の観点から、受益者負担の額や対象等を十分検討し見直す必要がある。
	C	<p>【受益者負担を見直すべきである】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担(利用料徴収等)を求めるべき事業であるにもかかわらず、求めていない。 (受益者負担を導入している場合) 公平性等の観点から、受益者負担の額や対象等を見直すべきである。
		<ul style="list-style-type: none"> 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。

点検項目	ランク	基準
事業の周知度	A	<ul style="list-style-type: none"> 【周知度はかなり高い】 ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に十分な工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、積極的かつ効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を積極的に行っている。
	B+	<ul style="list-style-type: none"> 【周知度は高い】 ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を行っている。
	B	<ul style="list-style-type: none"> 【一定の周知度は認められる】 ・ 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
	B-	<ul style="list-style-type: none"> 【周知度を高める必要がある】 ・ 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 ・ 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
	C	<ul style="list-style-type: none"> 【周知度は不十分である】 ・ 事業そのものの存在が知られていない。 ・ 一層広報活動に力を入れるべきである。
補助金等の有効性	A	<ul style="list-style-type: none"> 【有効性がかなり高い】 ・ 補助要件や対象者、助成結果等が十分適正であり、補助金の有効性はかなり高い。
	B+	<ul style="list-style-type: none"> 【有効性が高い】 ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から有効性はあり、適正であるかどうか定期的な判断をするに足りる。
	B	<ul style="list-style-type: none"> 【一定の有効性は認められる】 ・ 社会情勢や他自治体の状況等によって、補助要件や対象等を再検討する余地があるが、補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性はある。
	B-	<ul style="list-style-type: none"> 【補助金等を見直す必要がある】 ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性が判断できず、補助要件や対象等を再検討する必要がある。
	C	<ul style="list-style-type: none"> 【補助金等を見直すべきである】 ・ 補助に見合う成果が出ていないため、補助要件や対象等の見直しや補助金の廃止を検討すべきである。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	A	<ul style="list-style-type: none"> 【予算は十分妥当である】 ・ 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた確に立案されており、予算以上に効果が出ている。
	B+	<ul style="list-style-type: none"> 【予算は妥当である】 ・ 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえ、十分に考慮され尽くされた事業の組み立てがされているとまでは言えないが、妥当性をもった予算を計上している。
	B	<ul style="list-style-type: none"> 【予算は概ね妥当である】 ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
	B-	<ul style="list-style-type: none"> 【予算を見直す必要がある】 ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
	C	<ul style="list-style-type: none"> 【予算を見直すべきである】 ・ 社会情勢や区民ニーズ等の変化を踏まえておらず、抜本的な事業の見直しを積極的に行うべきである。 ・ 財源や人材の効率的な配分等、予算計上額も妥当とはいえない。

第2章 分科会の評価結果

1 総括意見

ヒアリングや資料の確認、討議を総括して、以下の3点を指摘したい。

第1は、補助金等にかかる実態把握と見直しについてである。今年度は、3年に1度の補助金等見直しの年に当たったこともあり、本分科会で評価対象となった事業の約半数が、補助金等の支給などを伴う事業であった。これらの補助金等の在り方をみると、その必要性、効果、そして見直しという視点で、課題があるものが少なくない。

各補助金等は、基本的に要綱等に基づいて、交付要件を見定めながら、ルールに沿った管理・運営が行われている。担当課では補助金等の支出業務について、要綱等に沿った正確な対応を図ることに注力していることがうかがえた。しかしながら、中には、毎年度補助金等を交付し、事業の実施を交付主体に委ねること自体が目的化してしまい、事業の効果についての検証や、それを踏まえた補助制度の見直し、また補助金等の使い勝手についての検証が行われなまま、事業が継続的に行われているという印象を受ける事業も見られた。一部の事業については、過去に区民評価を通じて見直すべきとの指摘があったにもかかわらず、改善に至るまでに数年間を要するものもあった。補助や助成事業を通じて、どのような成果を目指すのか、区民生活にどのような寄与があったのか、補助金等を受けた団体等はどのような成果をあげているのかなどについて絶えず確認していただきたい。PDCAサイクルのなかで事務事業の必要性や効果について検証を重ねていただくとともに、制度の運営に工夫を重ねていくことが必要である。

第2は、区民との協創に向けた事務事業の実施についてである。足立区では、区民との協働、さらに平成29年度からは「協創」を掲げ、行政と区民とが互いの思いを理解しあい、豊かな地域の将来を作り上げていくという方針を掲げた。区民は行政サービスの受け手であると同時に、費用負担の担い手でもあり、また地域づくりの担い手として、ともに地域を創る主体でもある。区は、多様な地域住民の声を聴き、それぞれのニーズに合った形で暮らしの安心・安全を確保し、豊かな区民生活を育むための工夫をしていくことが求められている。いくつかの部署では職員が地域を丹念に廻り、地域の人々との対話を重ねながら、行政の対応について検討を重ね、尽力している様子をヒアリングでうかがうことができ、頼もしく感じた。他方で、事業実施にあたり、検討が必要と思われるものも見られた。事務事業の中には、多様化・複雑化する区民のニーズをくみ取りながら、町会・自治会、既成団体に留まらず、様々な主体との関係を作り上げていくことが必要とされているものも多い。しかしながら、従前からの手法や関係をそのまま踏襲して、事業を続けているものもあった。補助金についても、これまでの制度をそのまま踏襲して、一部の団体に支出されているものも見られたが、区民目線でみると疑問を感じる。地域のなかで多様な人々

との関係を構築しながら、暮らしの安心・安全を支えていくことが求められる時代にあって、従前からの町会・自治会等との定型化された関係に立脚した制度だけでよいのかという指摘も出された。現場に足を運び、対話を重ねながら、「協創」時代の事務事業の在り方を模索していただきたい。

第3は、業務推進のノウハウやその思いを庁内で共有する場づくりについてである。今回、各課から事務事業に関する丁寧な説明をいただいたが、事務事業評価調書による事業実施状況の評価に留まらず、その結果や効果についても別途評価を行いながら、事業の方法や進捗を把握・管理している事業が見られた。また、町会・自治会をはじめ、地域の関係機関・団体等のところに密に足を運び、丁寧な対応を図っている部署もあった。しかしながら、こうした特定の課の取組みは、その部署内でとどまっており、業務の進め方や改善方法等について、他の部署との間でノウハウを共有する機会はほとんどないようである。それぞれの業務は固有の特性を持つものであり、全てのノウハウを移出できるものではないことは理解できる。だが「協創」を謳う足立区にあって、その手法について、庁内で学びあう機会を持つことはできないだろうか。評価委員へのヒアリング説明ひとつをとっても、区民に分かりやすく事務事業内容を説明いただけただけの部署ばかりではなかった。そう考えると、こうした住民説明の際の資料準備やプレゼンテーションについても、そのノウハウを学びあったり、行政職員としての思いを共有する機会があってもよいだろう。こうした情報共有と関係構築の機会を、職員研修などの機会を含めて検討していただきたい。

2 視点別評価結果

【視点別事業点検表 総括表】

番号	事業名	事業の必要性	事業手法の妥当性	受益者負担の適切さ	事業の周知度	補助金等の有効性	予算上の妥当性
1	東京電子自治体共同運営事務	B	B-	-	B-	-	B-
2	被災者応急支援事務	B	B+	B+	B	-	B
3	子ども読書活動推進事業	B+	B	-	B+	-	B
4	ものづくり支援事業(見本市出展助成)	B	B-	B	B	B	B-
5	障がい者外出支援事業(身体障がい者用三輪自転車購入費補助金)	B	B-	B-	B-	C	B-
6	食育推進事業	A	B+	-	B+	-	B
7	環境計画推進事業(環境基金による助成)	B+	B-	-	B-	B-	B-
8	交通安全の普及啓発事業(交通安全協会補助金)	B-	B-	-	B-	B-	B-
9	建築安全事務(感震ブレーカー設置費助成、応急危険度判定員)	B+	B	B+	B-	B+	B
10	育英資金事業	B	B	-	B	-	B
11	子育て推進支援事業	B+	B	-	B	-	B

(1) 事業の必要性

「食育推進事業」は区民の健康を守る施策のなかで体系的かつ戦略的な取り組みが行われており、必要不可欠であると判断された。「子どもの読書活動推進事業」は幼少期から本に親しむ環境をもてるような機会を保障する取り組みであり、必要性は高いとされた。「環境計画推進事業（環境基金による助成）」は、区民参加で区内の「高環境」を確保する取り組みを支援する制度として、その趣旨は高く評価された。「建築安全事務（感震ブレーカー設置費助成、応急危険度判定）」は木造密集地域を抱える区内において大規模災害に備える制度として高く評価された。「子育て推進支援事業」のうち、子ども・子育て支援事業計画の策定は国から義務付けられた事業であり、また子育てガイドブックは、区内の子育て情報を取りまとめた冊子としてその必要性は高いと判断された。他方で子育て支援パスポート事業の必要性はそれほど高いとは言えないとして、総合的に判断されたものである。一方「交通安全の普及啓発事業（交通安全協会補助金）」については、交通安全という事業の主旨は理解するが、補助金の必要性はあまり高くないと判断された。

(2) 事業手法の妥当性

「被災者応急支援事務」は、被災情報を素早く入手し、すみやかに訪問する体制が構築されており、高く評価された。また「食育推進事業」は、食に関わる多様な担い手の連携・情報共有を図るとともに、成果指標を共有している点が高く評価された。他方で、補助金等を交付する事業を中心に、多くの事業について、手法の見直しを考えてはどうかという意見が出された。「東京電子自治体共同運営事務」は、利用実績が少ない電子申請事業に対し、高額の出展金を負担することの是非が指摘された。「ものづくり支援事務（見本市出展助成）」もその趣旨は理解するが、補助金の効果が見えづらく、また同じ事業者に複数回の助成を出してきた点などが課題とされた。「障がい者外出支援事業（身体障がい者用三輪自転車購入費助成）」は利用実績がほとんどない助成制度を維持することの妥当性について、議論があった。「環境計画推進事業（環境基金による助成）」は申請件数が減少していることから手法の妥当性が課題とされた。「交通安全の普及啓発事業（交通安全協会補助金）」は、高額の出展金を負担する必要性という点で課題があるとされた。

(3) 受益者負担の適切さ

受益者負担を伴う事業、もしくは受益者負担を伴う必要のあると考えられる4事業について評価を行った。「被災者応急支援事務」については、支援対象の範囲や期間について検討を重ねながら対応を図っており適切であると判断された。「建築安全事務（感震ブレーカー設置費助成、応急危険度判定員）」についても適切な受益者負担がなされていると判断された。他方で、「障がい者外出支援事業（身体障がい者用三輪自転車購入費助成）」は、助成制度を廃止すべきとする意見、助成額を引き上げるべきとする意見、現状のままでよいとする意見が出されたが、助成事業そのものを障がい者支援制度の中でど

のように位置づけるかが問われるとされた。

(4) 事業の周知度

「子どもの読書活動推進事業」「食育推進事業」については、様々なイベントや行事の実施、広報誌や SNS などを通じた発信を含め、多様な周知活動を展開しており、積極的な取組が評価された。「東京電子自治体共同運営事務」については、電子申請の仕組み自体が区民に知られていないとの判断から低めの評価となった。また、「障がい者外出支援事業（身体障がい者用三輪自転車購入費助成）」「環境計画推進事業（環境基金による助成）」「交通安全の普及啓発事業（交通安全協会補助金）」「建築安全事務（感震ブレーカー設置費助成、応急危険度判定員）」については、それらのサービスを本来必要とする人のところに必ずしも必要な情報が届いておらず、周知のあり方について創意工夫が必要であるとの判断から低めの評価となった。

(5) 補助金等の有効性

補助金を支出している5事業についてのみ評価を行った。「建築安全事務（感震ブレーカー設置費助成、応急危険度判定員）」については、補助制度によってブレーカーが普及することの意義は大きいとされた。他方で「障がい者外出支援事業（身体障がい者用三輪自転車購入費助成）」については、高額の三輪自転車を購入する人は補助金に関わらず購入するであろうこと、補助制度を利用する人はほとんどいないことなどから、低い評価となった。「環境計画推進事業（環境基金による助成）」「交通安全の普及啓発事業（交通安全協会補助金）」については、助成金額の根拠、助成制度の目的や効果が見えづらいとして、低めの評価となった。

(6) 予算計上の妥当性

「東京電子自治体共同運営事務」「ものづくり支援事務（見本市出展助成）」「障がい者外出支援事業（身体障がい者用三輪自転車購入費助成）」「環境計画推進事業（環境基金による助成）」「交通安全の普及啓発事業（交通安全協会補助金）」については、過去の経緯等を踏まえた予算化が図られているが、いずれも、効果的な事業実施を踏まえた予算化を検討する必要があるとの判断から、低めの評価となった。

第3章 個別評価調書

視点別事業点検表

事業名: 東京電子自治体共同運営事務

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	<p>[一定の必要性が認められる]</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B-	<p>[事業手法を見直す必要がある]</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	-	<ul style="list-style-type: none"> 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B-	<p>[周知度を高める必要がある]</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B-	<p>[予算を見直す必要がある]</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見		<p>東京都と特別区によるサーバーの共同運営であり、電子調達と電子申請の両方が行われているとのことである。契約事務にかかる電子調達については、一定の活用が図られているとのことだが、他方で電子申請については、多くの申請事務があるにもかかわらず、活用は極めて限定的である。電子申請未実施の理由に、添付資料や押印を挙げているのが107件あるが、電子申請を推し進めるのであれば、従来の窓口での申請様式や手続きの見直しを検討する必要がある。平成29年度は28年度よりも検診の申し込み件数が伸びているが、それにもかかわらず、電子申請登録者は減少しており、区民のニーズがあるとは到底言い難い。パソコンやスマートフォンによる電子申請の仕組みがあることが区民に浸透しておらず、この電子申請の存在を知る区民はあまりいないように感じる。事業を続ける場合は区民に対して一定の周知を行うことを考えていただきたい。過去、平成25年度の事務事業評価でも、事業に対するPR不足が指摘されているが、改善されているとは言えない状況であり、これでは評価の意味がない。それと併せて、各事業部門に対し、システムに合わせた業務運営を考えていただくなど、電子申請システムの利用について、庁内での業務のあり方についての検討が必要である。そうでなければ、このシステムを利用した電子申請はやめた方がよい。</p> <p>毎年度の予算額は東京都の方針に依存しているところもあるが、利用するだけメリットがあるのか、あるいは他のシステムに移行するのか、判断していくことも検討すべきである。過去の経緯もあり、都区でサーバーの共有を図っていることは理解できるが、ICTを取り巻く環境はこの10年間で大きく変化している。さらに、国のマイナポータルの動向も踏まえて考えるとき、このサーバーを維持し、高額な費用を毎年度負担する必要があるのかどうか気がかかる。自治体クラウドの構築を通じた業務の効率化が求められる中で、サーバーを利用した旧来型のシステムが必要か、区としてぜひ都や各区に働きかけを行うことも考えていただきたい。</p>

視点別事業点検表

事業名: 被災者応急支援事務

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	<p>[一定の必要性が認められる]</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B+	<p>[事業手法は妥当である]</p> <ul style="list-style-type: none"> 区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
受益者負担の適切さ	B+	<p>[受益者負担は適切である]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公費により全額負担すべきまでは無いが、社会情勢や他自治体の状況等にも対応し、適切な受益者負担を導入している。
事業の周知度	B	<p>[一定の周知度は認められる]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	<p>[予算は概ね妥当である]</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>火災等で自宅を焼け出されたりしたときに、費用負担を伴わない形で宿泊できる環境が数日間確保できることの安心感は大いなものと思われる。火災が発生した際には、すみやかに職員が現地に赴き、話を聴く体制がとられていることはすばらしい。また、町会・自治会による会館や社務所の提供などの機会が少なくなっている状況下で、こうした支援は最低限必要なものと考えられる。ただし、現在、区内の火災が減少している中で、もともと町会・自治会が担っていた取組を行政が引き受ける形で始まったこの事業をどこまで続けるのかについては、あらためて検討することも必要だろう。</p> <p>宿泊先の確保については、1泊を基準(最長5泊)とし、かつ食費は自己負担という考え方がとられており、公費負担の在り方としては妥当と考えられる。ただし、災害見舞金の額については、特別区の平均額よりも高いことから、この水準が妥当かどうかについては検討が必要との意見もあった。</p> <p>被災者の宿泊施設を確保するため、毎年区内にある宿泊施設と協定を結び、被災者に提供している点は一定の評価が出来る。民間事業者と情報共有や連携を図る仕組みを維持しておくことは、互いの状況や考え方を相互に理解するきっかけとなるものである。一方、この事業について、区民向けに定例的な広報活動を行う必要性は低いが、町会・自治会や民生委員等には、災害対応の在り方について考える機会を持つという意味でも、周知が必要と考えられる。</p> <p>大規模災害の場合には、被災者すべてに見舞金を支給することは難しいことを考えると、災害が多発する今日にあって、災害見舞金の支給対象とならないケースについて、要綱に明記しておく必要があるだろう。</p>

視点別事業点検表

事業名: 子ども読書活動推進事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B+	<p>【必要性が高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
事業手法の妥当性	B	<p>【事業手法は概ね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B+	<p>【周知度は高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を行っている。
補助金等の有効性	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	<p>【予算は概ね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>子ども読書推進活動計画のなかで、中央図書館が実施する事業として位置付けられており、子どもの頃から本に親しみ、親子での読み聞かせの機会を持つきっかけをつくる事業として、その意義は評価できる。</p> <p>あだちはじめてえほん事業は未就学児の児童へ絵本の贈与を行うものであるが、小さいころからの読書習慣の定着を図ることで区内の子どもの学力向上につながることを期待したい。一人親世帯など絵本を購入する余裕がない家庭の児童に絵本にふれさせる良い機会になるだろう。各月齢の健診の際にこの事業の周知がなされているなど、効果的な周知が図られていると感じる。また、配布する絵本の選択肢を増やすなどの工夫も図られてきている。</p> <p>評価指標が必ずしも事業の成果に結びつくものになっていないことが気にかかる。平成27年度から始まった事業だが、未就学児の絵本にふれる機会を増やし、読書習慣の定着を図るうえで有効かどうかについては、まだ数年しかたっていないため、判断にもう少し時間を要すると思われる。年を経るごとに区内の児童たちにどのように寄与したかを検証する工夫を考えてほしい。</p> <p>読みがたりボランティアの入門講座などを行い、継続的にボランティアを育成し、保健センターや図書館などで乳幼児を対象にしたイベントを行うなど、区民との協働が図られている点は評価できる。ただし、読み語りなどの企画内容を見ると、中央図書館とそれ以外の図書館との間で、サービスに格差が生じていることが気にかかる。学校や保育所、幼稚園などとの連携を含め、いずれの地域であっても、親子で本に触れる機会が確保されることを期待したい。</p> <p>大切なのは読書や読み聞かせを行う場に親子で参加する機会を設けることや、楽しみながら本に触れる機会を持つことである。今後、こうした取組みにさらに力を入れていっていただきたい。</p> <p>予算については、各地域の図書館が指定管理者へ委託されていることを考えると、人件費を減らす工夫とともに、地域図書館においても読みがたりボランティアの入門講座を積極的にこなせるように事業費を配分するなどの工夫を図ってほしい。</p>

視点別事業点検表

事業名: ものづくり支援事業(見本市出展助成)

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	[一定の必要性が認められる] ・ 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B-	[事業手法を見直す必要がある] ・ 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	B	[受益者負担は概ね適切である] ・ 社会情勢や他自治体の状況等によって、その額や対象等を再検討する余地があるが、現在の受益者負担は概ね適切である。
事業の周知度	B	[一定の周知度は認められる] ・ 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	B	[一定の有効性は認められる] ・ 社会情勢や他自治体の状況等によって、補助要件や対象等を再検討する余地があるが、補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性はある。
予算計上の妥当性	B-	[予算を見直す必要がある] ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見		<p>この事業が始まってから、すでに20年以上が経過しているものの、助成を受けた後、どのような成果につながったのかを担当課が明確に把握しておらず、報告書と来場者数のみの報告となっている。各種助成金を用意しているが、助成・支援を行った企業の育成や業績伸長についての把握がなされず、区民生活の向上にどのように寄与しているのかについての説明も曖昧である。この事業を行うことで区内企業の出荷額が増えたといった、区としてプラスになる効果が表れたことなどを測定し、示していただきたい。</p> <p>見本市への出展について、同じ事業者が複数回この助成制度を活用しており、助成に対する方針が見えづらい。国や都、または商工会議所やJETROのような機関でも同様の見本市助成があるかどうかについて、ヒヤリングの場で説明をいただくことができなくなった。平成26年度の評価により、出展助成回数に制限がないことへの指摘や事業の進め方について意見が出されていたが、その後も数年にわたって改善が図られてこなかったことから、十分な事業手法の検討がなされていないと感じる。見本市への出展助成を行うのであれば、助成を通じて新たなネットワークや顧客との繋がり、業界全体の動向の把握など、それぞれの事業者がどのような成果を得ているのかを把握しておく必要があると思われる。</p> <p>周知についてであるが、実際にこの助成に応募する企業が、同じ事業者に限られているように見受けられることもあり、周知の手法を変える等検討を行って欲しい。良いハンドブックを作成しているが、頒布や活用については、マッチングクリエイターなど他人任せに聞こえた。企業の集まりやいろいろな機会に内容をアピールするなど、前向きにすすめていただきたい。</p> <p>本来海外の見本市は足立区の中小企業のものづくりの技術を海外に紹介できる良い機会ととらえることが出来るので、行政の方で見本市の後追いをしっかり行いこの助成の実態がどのようなものなのかを追求してほしい。足立区の中小企業の製品の海外への輸出実績は区のイメージアップにつながると考えられる。</p> <p>予算についても、併せて見直しが必要である。足立区の助成金はハードルが低く借りやすいとのメリットがあるというが、有効な助成金になっているかが課題である。企業のニーズや、他の助成制度の状況を踏まえたうえで、企業が向上する手助けになる助成を工夫していただきたい。</p>

視点別事業点検表

事業名: 障がい者外出支援事業 (身体障がい者用三輪自転車購入費補助金)

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	[一定の必要性が認められる] ・ 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B-	[事業手法を見直す必要がある] ・ 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	B-	[受益者負担を見直す必要がある] ・ 受益者負担 (利用料徴収等) を求めるべき事業であるかどうか十分検討し、相当程度見直す必要がある。 ・ (受益者負担を導入している場合) 公平性等の観点から、受益者負担の額や対象等を十分検討し見直す必要がある。
事業の周知度	B-	[周知度を高める必要がある] ・ 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 ・ 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	C	[補助金等を見直すべきである] ・ 補助に見合う成果が出ていないため、補助要件や対象等の見直しや補助金の廃止を検討すべきである。
予算計上の妥当性	B-	[予算を見直す必要がある] ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見		<p>障がい者の外出支援として、多様な対応が必要であることは理解できる。しかしながら、殆どこの三輪自転車購入費の助成制度を利用する人はおらず、高額であり、自己負担できる人が購入しているとのことであった。他方で、シニアカーや電動車いすなどの助成制度は整えられており、これに加えて、さらに三輪自転車に対する助成を行う必要性については見直しが必要であろう。</p> <p>その際には、障がい者一人一人の特性に応じた支援を丁寧に行う必要があるという判断に基づいて、三輪自転車購入費助成を積極的に位置づける考え方や、標準的なサービスを超える個別の対応であり、高額自転車を選択する人は助成金の有無にかかわらず購入するという判断のもと、公的な助成は行わないという考え方があるだろう。</p> <p>前者は、障がい者の身体能力を生かしながら移動手段の確保をはかることを積極的に受け止め、そのための手段に助成を行うというものであり、身障者の「できる」能力を生かしたものづくりを応援するという考え方にも配慮するものである。ただし、その際には、三輪自転車購入以外にも、障がい者の多様なニーズに対応した支援の必要性が考えられることから、具体的に障がい者の多様なニーズを把握したうえで、区としてのシビルミニマムの水準について考える必要がある。その場合には、公的負担の増大に対し、区としてどこまでを許容するのかという判断とともに、必要な支援策について検討することが考えられる。障害者自立支援制度における補装具費の費目に入れるとの話もあったが、QOLの向上に資するものとして三輪自転車を入れた場合、他の要望も出てくると考えられ、障がい者の多様なニーズに耳を傾けながら、必要な支援・助成メニューを考える必要がある。</p> <p>一方後者は、三輪自転車以外のツールが廉価に入手できるようになったから、移動手段の確保はシニアカーや電動車いすに対する助成、ないしタクシー利用券やガソリン購入助成で対応するという考え方となる。障がい者の外出支援という観点から、車いすやシニアカーの利用助成制度があり、それを標準とするという立場に立てば、この助成制度は廃止すべきであると考えられる。潜在的ニーズの把握や、技術進歩を踏まえて制度や手法の見直しを検討すべきである。</p> <p>なお、この助成制度を続けるのであれば、区民に説明する際に、三輪自転車の一番の特徴である、身体に障がいがあってもこの三輪車を使用し身体を動かすことで鍛えることの出来る特別な三輪車であるということがあまり周知されていないように感じる。身体障がい者用三輪自転車はシニアカーとも電動の車いすとも異なるものであり、その違いを明確にし周知する必要がある。</p>

視点別事業点検表

事業名: 食育推進事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	A	[必要不可欠である] ・ 法令で実施が義務づけられている事業である。 ・ 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
事業手法の妥当性	B+	[事業手法は妥当である] ・ 区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
受益者負担の適切さ	-	・ 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B+	[周知度は高い] ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を行っている。
補助金等の有効性	-	・ 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	[予算は概ね妥当である] ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>あだち食の健康応援店を増やし、食育啓発イベントを様々な取り組みを通し区民の野菜摂取量を促進する事業は区民の健康寿命を延ばすうえで必要な事業であり、幅広く認知されている足立区の名物事業である。応援店や食育サポーター、区内のコンビニや企業との間で野菜摂取量を増やすためのイベントや取り組みが行われており、協働が図られている点は評価できる。あだち食の健康応援店を増やすことで店舗と協力して野菜の摂取量をあげ、店舗にとっても売り上げが向上するなど、Win-Winの関係になっていることがうかがえた。幼稚園や保育園、学校などでも多様な取組を展開しておられるが、多世代交流の可能性に期待したい。子どもへの教育としての食育に力点があり、波及効果も大きいと感じる。伝える活動より、伝わる活動をさらに工夫すると良いように思う。</p> <p>「早うま！かんたんベジレシビ」は区内のホームページやクックパッドで簡単に閲覧することが出来、平成27年度からの閲覧数が67万件になっている。野菜摂取量が低いとされる若い世代に一定の周知がされており、その広報宣伝戦略については大いに評価できる。ただし、クックパッドの閲覧者は若い世代が多いことを考えると、それぞれの世代に対応した取組みが考えられるとよい。また、行政として「野菜を食べる」ということについて、どこまで公費により宣伝や普及啓発を行うことが妥当なのかということを見ると、マグカップや手提げ袋の配布などには疑問を感じる。</p> <p>評価指標は区民の目線で見ると疑問である。食育啓発イベント等の参加人数を食育事業に賛同する区民であるとして指標にすることには無理がある。足立区を代表する事業なので、区民意識調査に評価指標となる項目を盛り込むなど、評価手法をみだしてほしい。事業の進捗を評価するうえで、別途、アクションプランとしての進捗を把握し、庁内関係部署で共有されている様子が見えたと、この点は高く評価できる。</p> <p>野菜を食べるといのは分かりやすいが、本来であれば、孤食ではなく、地域で食事をできるような環境を構築することや、子ども食堂などの取組を支援するなど、食を通じて生産者と消費者、さらには地域の多様な人々が繋がりを構築しつつ、食環境を改善していくことが大切である。普及啓発だけでなく、こうした関係性の構築のための仕組みも考えていっていただきたい。</p> <p>区民の生活習慣病を減らし、健康寿命を延ばす上で野菜の摂取量を増やすことは必要であり、事業費の予算計上は十分妥当であるが、人件費がかかりすぎているようである。外部に応援団を増やし、協力をあおぐなどの取り組みを行っていくことを考えていくことも必要である。</p>

視点別事業点検表

事業名: 環境計画推進事業(環境基金による助成)

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B+	[必要性が高い] ・「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
事業手法の妥当性	B-	[事業手法を見直す必要がある] ・委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	-	・受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B-	[周知度を高める必要がある] ・区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 ・定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	B-	[補助金等を見直す必要がある] ・補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性が判断できず、補助要件や対象等を再検討する必要がある。
予算計上の妥当性	B-	[予算を見直す必要がある] ・区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見		<p>足立区の高環境の実現のための事業としているが、大学との連携に向けた事業として始まったという経緯もあり、近年その意義は薄れ、事業の必要性を見直す時期に来ている。平成29年度は5件の応募があったが、審査のもと1件のみに助成が行われたに留まっている。助成制度の対象の見直しを行い、基金を効果的に活用できるように努めて欲しい。区民が健全で恵み豊かな環境で暮らすための高環境を目的とした活動を支援する環境基金助成はある一定の必要性があるが、現時点ではこの補助金の対象となる応募者が少なく、ニーズにマッチしていないと考えられる。</p> <p>上限1,000万円までの補助金というのは単年度の補助として、曖昧であり、ターゲットや目的が分かりづらい。環境保全に関する区民参加の仕組みを構築するのであれば、目的別に金額規模を変えるなど、いくつかのレベルを設定するなどの対応を考えるべきである。</p> <p>助成制度の使い勝手についても考える必要がある。審査会の決定を経て概ね7月から3月までの期間で成果をとりまとめることは難しいのではないかと。他の自治体では、前年度末に審査だけを行っておき、予算が成立した後に交付を確定されるなどの対応を図っている例もある。環境事業については1年を通じて取り組む必要のあるものもあり、8-9カ月で何かを実施するのは難しいこともある。事業手法として、募集から成果報告まで一年以内に対応することには無理があることから、経過報告を通じた複数年度の活動を実質的に支援する制度を導入するなど、中期多年度にわたる活動を認めることも必要であろう。効果的な手法を考えていただき、区民が応募しやすい事業に改革することを期待したい。</p> <p>事業の周知度については、大幅に見直してほしい。EANAのネットワークでの発信や環境マスターの活用など、様々な工夫が考えられる。通年で環境基金助成の周知はホームページなどで行っているが、新年度の補助金の周知及び締め切りまでのスケジュールは1か月半と短く感じるのも、もう少し余裕をもった日程で周知を考える必要がある。また、その際に、「高環境」という言葉は分かりづらい点がある。足立区においてどのような環境整備・保全を図りたいのかが区民に伝わり、協働・協創でどのような環境の実現を図りたいのか、それが伝わるようなメッセージを発信していただきたい。</p> <p>環境問題は幅広いものであり、区民が応募し易い助成制度とし、ぜひ活動の裾野を広げる支援を望みたい。</p>

視点別事業点検表

事業名: 交通安全の普及啓発事業(交通安全協会補助金)

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B-	<p>【必要性があまり認められない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民生活向上への寄与度が高いとはいえず、実施の必要性が相対的にあまり認められない。
事業手法の妥当性	B-	<p>【事業手法を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	-	<ul style="list-style-type: none"> 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B-	<p>【周知度を高める必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	B-	<p>【補助金等を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性が判断できず、補助要件や対象等を再検討する必要がある。
予算計上の妥当性	B-	<p>【予算を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見		<p>交通安全の普及啓発の必要性は十分認められるが、ボランティアとされる協会への補助事業としては、相当に難がある。長年の協会とのつながりから事業が継続されている面がある。区内では他の事業・施策分野において、住民による多様な活動が行われているが、それらに対する補助事業と比べると、交通安全協会に対する補助は規模も大きく感じる。</p> <p>区内にある4つの交通安全協会に対し、それぞれ100万円の補助金を交付しているが、その内訳はお茶代や通信費などが含まれており、各交通安全協会が区民からなる任意のボランティア団体として構成されているものの、本当に補助金を使用しなければいけないのかを再度検討していただきたい。また、4つの交通安全協会は、それぞれ組織や人員の規模に違いがあるが、それに関わらず一律に100万円の補助金が交付されている。交通安全協会の規模に応じて補助金の額を調整しても良いのではないかという意見もあった。平成28年度の収支決算報告書を確認したが、各交通安全協会ですべて一定の額の繰越金が発生しており、区からの100万円もの助成がなくても交通安全協会は運営できるようである。中には、前年度繰越金が補助金支給額を上回る協会もあり、こうした協会に対し、要綱の上限額を区民の租税負担で支出することに対する考え方を整理する必要があるだろう。</p> <p>足立区として協働・協創に取り組むというとき、これまでの繋がりでも継続的に支出してきた交通安全協会に対する活動費の支給について、区民に分かりやすく説明できる基準を示すとともに、どのような取り扱いをしていくのかを考える時期に来ているだろう。</p>

視点別事業点検表

事業名: 建築安全事務 (感震ブレーカー設置費助成、応急危険度判定員)

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B+	<p>[必要性が高い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
事業手法の妥当性	B	<p>[事業手法は概ね妥当である]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	B+	<p>[受益者負担は適切である]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公費により全額負担すべきまでは無いが、社会情勢や他自治体の状況等にも対応し、適切な受益者負担を導入している。
事業の周知度	B-	<p>[周知度を高める必要がある]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 ・ 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	B+	<p>[有効性が高い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から有効性はあり、適正であるかどうか定期的な判断をするに足りる。
予算計上の妥当性	B	<p>[予算は概ね妥当である]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>大規模地震が発生した際に起こりうる2次被害である火災を未然に防ぐことの出来る感震ブレーカーのPR及び助成は区民の災害時の生活を守るという点で必要性が高い。とりわけ木造密集地域を抱える足立区において、その意義は大きいと考えられる。</p> <p>しかしながら、感震ブレーカーの助成対象世帯約11,000戸のなかで、助成実績は1.8% (195件)にとどまっている。大規模地震にそなえ、更なる周知を行って欲しい。1軒でも地震に因る火災が起これば、被害が広がることを考えると、対象世帯に対する丁寧な説明を行う必要がある。</p> <p>この助成制度が区民に伝わっていないことも考えられる。ある程度の年数の経った木造建築が密集する地域を中心に町会・自治会連合会の開催時などを利用し、感震ブレーカー設置の助成の説明を行ない、地道にPRを行っているとのことであるが、さらなる取り組みを期待したい。簡易型感震ブレーカーについてはフェイルセーフ(障害等が発生した場合に常に安全な方向に作動すること)の商品でも安価につけると良いとの説明も必要であろう。区の広報紙で大きく取り上げたところ、複数の申請があったという説明もあった。こうした広報での工夫に加え、PRと啓発を町会・自治会・福祉事務所・住区センター、地元商店などとの連携も図りつつ、多様な機会を設けて実施すべきである。</p> <p>他方で、応急危険度判定員の確保についても課題が残る。判定員の半分が区職員であることを考えると、今後大規模災害時に重要となるコーディネーター役の不足が気がかりである。また判定員の高齢化も進み、減員が問題となっているとのことであった。災害時に速やかな対応が求められるところであり、関係者に対し、判定員になるメリットを明確に示し、引き続きPRを行って欲しい。</p> <p>予算計上では、人件費が多い傾向にあるが、普及率向上に向けて地道に対応をしていただくとともに、効率的、効果的な対応策を考えていただきたい。</p>

視点別事業点検表

事業名: 育英資金事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	<ul style="list-style-type: none"> 【一定の必要性が認められる】 ・ 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B	<ul style="list-style-type: none"> 【事業手法は概ね妥当である】 ・ 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	<ul style="list-style-type: none"> 【一定の周知度は認められる】 ・ 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	<ul style="list-style-type: none"> 【予算は概ね妥当である】 ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>足立区の育英資金事業は区内の若者を支援する重要な事業であり、自治体として特徴を打ち出した事業推進が期待される。子どもの貧困問題を改善し負の連鎖を断ち切るために、助成型の奨学金の必要性は十分にあり、制度の有効性が認められる。平成29年度までは、他の奨学金制度との併用不可であり、貸与型のものに限定されていたとのことで、今回はその制度について評価をしているが、すでに見直しを図り、平成30年度からは他の奨学金との併用も可能となり、償還免除型奨学金制度を導入するなど、学生にとって応募・利用しやすくなった点は一定の評価をしたい。</p> <p>評価指標は過去の実績をベースに目標値を設定することの妥当性が問われるところであるが、その見直しにも着手しているとのことであった。給付型奨学金制度の導入を通じて、将来の足立区人材育成に資する事業を推進していただきたい。</p> <p>奨学金制度の周知については、支援を必要とする人のところに情報が行きわたるよう、学校や関係機関との連携を図る取組を行っているとのことであり、その点は評価できる。ただし、区内に住み区内で学ぶ中学生に周知はできているものの、区外の中学や高校に通う中学生に向けての周知が徹底されていない。今後、こうした生徒と保護者に対する周知方法についても工夫をしてほしい。また、国や東京都なども同様の制度を設けていることから、他の制度の動向をにらみながら、区が実施することの妥当性についての検討を含め、足立区ならではの若者支援制度について工夫してほしい。</p> <p>奨学金制度については、学力向上を促すためにも、成績要件で貸与額を段階的に設定するなどの工夫も検討されるべきである、とする意見もあった。</p> <p>延滞者への督促については、力を入れているとのことであり、評価できる。過年度分については、債権放棄ではなく、出来る限り回収をはかり収納率を高めるよう、一層の工夫をしていただくとともに、効果的な手法について引き続き検討してほしい。</p>

視点別事業点検表

事業名: 子育て推進支援事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B+	[必要性が高い] ・「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
事業手法の妥当性	B	[事業手法は概ね妥当である] ・更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	-	・受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	[一定の周知度は認められる] ・一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	・事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	[予算は概ね妥当である] ・区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>国が進める子ども・子育て支援制度のもとで、足立区でも事業計画の策定が行われており、足立区としての子ども・子育て支援を推進していくという姿勢は評価できる。ただし、こども支援部会の開催は年に3回程度であり、限定的である。区民との協働・協創により、子ども・子育て支援の在り方を検討し、施策や事業について共に考える機会を積極的に設けていただきたい。</p> <p>足立子育てガイドブックは、産前産後などで必要とされる情報や、区内の病院の連絡先等をはじめ、子ども・子育てに関連して区民が必要とする情報が一冊にまとまっており、大いに必要な事業である。毎年編集の過程で加筆され、その年度の最新の情報を更新しながら工夫を重ねている点は評価できる。予算計上も十分妥当であると感じる。とはいえ、素晴らしい子育てガイドブックを作成しているにもかかわらず、区民への周知が十分であるとはいえない。地域で子どもを育てるという考え方に立てば、子どもを取り巻く多世代にガイドブックの存在が知られるような工夫とともに、ガイドブックをきっかけに、区内で子ども・子育てに関する情報プラットホームとしての役割を担うことを期待したい。</p> <p>子育て支援パスポート事業については、費用と手間がかかる割には、効果は上がっていないようである。商店街ぐるみで地域の子どもを育てる機運を醸成することが期待される事業であるが、実際には、区の産業振興課が一括で登録を行っており、また地域住民にも、この事業の意義が必ずしも浸透していないようである。確かにパスポートの協賛店数は毎年伸びているものの、区の方で区民がどれくらい利用しているかの実態がつかめておらず、あまり浸透しているようには見受けられない。また、区民や協賛店の生の声や統計的な費用対効果の把握もできていない。この事業を足立区として続けるのであれば、子育て世代の買い物マップ(ベビーカーで入れるお店や、授乳できる場所などが入った地図)を作成するなど、商店街を含めた地域全体で子育て世代を受け入れる機運を構築していくことこそが必要である。東京都の事業と一本化するかどうかについては、都の事業の展開を見守る必要があるが、この事業の意義を見直すとともに、対応を考える必要がある。今のままであれば、高額な費用が掛かっていることを考えても、一本化してしまったほうが良い。今後も区の事業を続けるのであれば、改めて、区民のニーズ、協賛店のニーズを把握したうえで、区として実施することの積極的な意義について検討していただきたい。</p> <p>保育所の待機児童対策などに追われており、事業推進のリソース不足とのことであったが、協創の意識を持って区民を巻き込んだ展開を考えていただきたい。</p>

資 料

- 1 足立区区民評価委員会委員名簿 資料1
- 2 足立区区民評価委員会条例 資料2
- 3 足立区区民評価委員会条例施行規則 資料3
- 4 足立区行政評価マニュアル 資料4
- 5 平成30年度重点プロジェクト事業体系一覧 資料5
- 6 平成30年度重点プロジェクト事業ラインナップの
変更点一覧 資料6
- 7 用語解説 資料7

平成30年度 足立区区民評価委員会 分科会名簿

平成30年4月24日現在

分科会名	氏名	備考
会長	田中 隆一	東京大学 社会科学研究所教授
ひと分科会 (20事業)	藤後 悦子	東京未来大学 こども心理学部教授
	瀬田 章弘	区民委員
	福田 大輔	区民委員
	藤本 かおり	区民委員
くらしと行財政分科会 (18事業)	石阪 督規	埼玉大学 基盤教育研究センター教授
	金子 正	区民委員
	中島 明子	区民委員
	藤澤 一馬	区民委員
まちと行財政分科会 (19事業)	遠藤 薫	東京電機大学 未来科学部特別専任教授
	笠間 美伸	区民委員
	松田 郁子	区民委員
	三石 美鶴	区民委員
一般事務事業見直し分科会 (15事業) ※予定	沼尾 波子	東洋大学 国際学部教授
	長谷川 浩一	区民委員
	村田 文雄	区民委員
	田島 のぞみ	区民委員

資料2

足立区区民評価委員会条例

(設置)

第1条 足立区自治基本条例（平成16年足立区条例第48号）第15条に規定する行政評価に関し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働及び区政経営の改革を推進するため、区長の附属機関として、足立区区民評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政評価に関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(分科会)

第6条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によって選出する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の

一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区区民評価委員会	日額 7,000円
------------	-----------

(委員の任期の特例)

3 足立区区民評価委員会条例の一部を改正する条例（平成25年足立区条例第53号）の施行の日において、現に在職する委員のうち、6人以内の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、3年とする。

付 則（平成23年12月22日条例第46号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(足立区補助金等見直し評価委員会条例の廃止)

第2条 足立区補助金等見直し評価委員会条例（平成21年足立区条例第64号）は、廃止する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（平成25年12月24日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3

足立区区民評価委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区区民評価委員会条例（平成18年足立区条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、足立区区民評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 18歳以上で、かつ、区内に在住、在勤又は在学する者 12人以内

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 委員会及び条例第6条第1項に規定する分科会（以下「委員会等」という。）の会議は、公開とする。ただし、会長又は分科会長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 委員会等は、速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 足立区区民評価委員会条例付則第3項に規定する委員は、第2条第2号に定める委員とし、希望する者の中から選出する。当該希望する者が6人を超える場合の選出方法は、抽選とする。

付 則（平成23年12月28日規則第66号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(足立区補助金等見直し評価委員会条例施行規則の廃止)

第2条 足立区補助金等見直し評価委員会条例施行規則（平成21年足立区規則第87号）は、廃止する。

付 則（平成25年3月29日規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年11月24日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

足立区行政評価マニュアル（改訂版）

平成 29 年 3 月

足立区政策経営部

目 次

はじめに	1
1. 行政評価の目的	1
2. 基本計画の施策体系について	2
3. 重点プロジェクトの推進について	3
4. 区民評価委員会について	5
5. 評価結果の活用について	6
6. 運用体制	7

はじめに

足立区では、平成12年度の「区政診断制度」の導入以来、事務事業評価を中心に行政評価に取り組んできました。平成17年度からは基本計画と行政評価を一体化し、行政評価に基本計画の進行管理という機能を持たせることで、区が行う様々な活動の進捗状況を示す一つの手段として一定の成果をあげてきました。同時に、評価の客観性の向上を目的として、行政評価制度に外部評価（区民評価委員会による評価）を導入し、区民目線による評価を実施してきました。

また、平成22年度より外部評価の対象を、それまでの「施策」から「重点プロジェクト事業」に変更しました。厳しい財政状況のもと、優先的に取り組むべき課題を整理した「足立区重点プロジェクト推進戦略」に基づいて編成した「重点プロジェクト事業」の成果を確実に出すために外部評価を実施し、具体的な評価結果に基づいた事業の「磨き込み」を図れる仕組みとしました。

平成24年度からは、一件算定的予算査定の要素も取り込み、評価制度のレベルアップを図るため、一般事務事業の一部についても外部評価を導入し、必要な事業であるか、適切な予算計上か、予算計上に無駄はないかなど、事業仕分け的な要素も含んだ、PDCAマネジメントサイクルではPに主眼を置いた評価を実施しています。

平成29年度からの基本構想では、足立区の将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を定めるとともに、その実現に向けた4つの視点（「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」）から基本的方向性を整理しました。

あわせて、重点プロジェクトの体系構築にあたっては、新基本計画に組み込むこととし、施策体系である4つの視点及び7つの柱立てに基づき体系的に見直しました。

このように、絶えず制度の効果・効率を高めるために行政評価の改善を図り、より実効性のある評価に基づいた区政運営の改革・改善を推進しています。

このマニュアルは、現在の行政評価制度を運用するにあたり、その基本的な概念や仕組みなどについてとりまとめたものです。

1. 行政評価の目的

行政評価の目的は、主に次の四つです。

(1) 区民に対する説明責任を果たし、協働・協創の基礎をつくる。

行政活動の目標や採用する手段、その成果等を区民に明らかにすることで、区の説明責任を果たし、区政透明度を高めて、区民との新たな協働・協創関係を創る基礎とします。

(2) より一層、成果重視の区政をめざし、重点プロジェクトを中心とした基本計画の進行管理を行う。

全ての重点プロジェクト事業と施策に成果指標を設定し、その数値の達成度を測定・把握することで、「どれだけ仕事をしたか」ではなく「どれだけ成果があがったか」という視点で区政を運営します。また、重点プロジェクトを中心とした基本計

画の進行管理を行い、さらなる成果の向上をめざします。

(3) PDCA のマネジメントサイクルを確立し、戦略的な区政経営を行う。

行政評価は評価すること自体が目的ではありません。その目的は、評価の結果に基づき、重点プロジェクト事業や施策、一般事務事業の選択と集中を行ったり、事業の効率化を進めたり、組織を改正するなど、様々な面で区政運営を改善・改革する取組みにつなげていくものです。

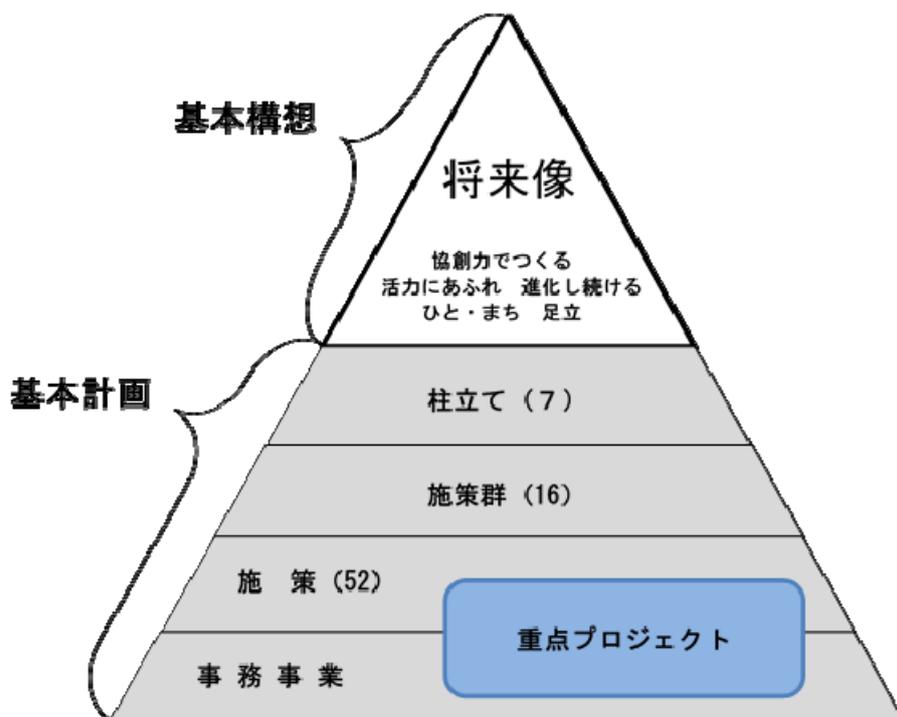
具体的には、各事業担当部が計画（プラン：P）、実施（ドゥ：D）、評価（チェック：C）、改善・改革（アクション：A）という「マネジメントサイクル」を確立し、包括予算制度のもと、評価結果を予算編成に反映することが必要です。また、区全体としても、評価結果を事業の選択と集中や財源配分に反映させた、戦略的な区政経営を行わなければなりません。

(4) 職員の意識改革を進め、政策形成能力を高める。

行政評価の実施を通じて、区民が何を求めているか、現状のままでよいかを常に自らに問いかける職員へと意識の改革を図り、政策形成能力の向上につなげます。

2. 基本計画の施策体系について

【基本構想と基本計画の関係】



(1) 視点と柱立て

基本計画は、基本構想で示した将来像「協創力をつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けて、基本的方向性を4つの視点で整理し、全ての施策を7つの柱立てに基づき設定しています。

【ひと】多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人

柱1 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

柱2 自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人

【くらし】人と地域がつながる 安全・安心なくらし

柱3 地域とともに築く、安全なくらし

柱4 いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし

【まち】真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち

柱5 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

柱6 活力とにぎわいのあるまち

【行財政】様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

柱7 区民の活躍とまちの活力を支える行財政

(2) 施策群と施策

視点と柱立ての下に、施策群と施策を位置づけています。「施策群」は、複数の「施策」を、その性質の類似性によって束ねたものです。29年度からの基本計画における体系では、16の「施策群」と52の「施策」が設定されています。

(3) 事務事業

区民に最も身近な様々なサービスを提供する等の具体的な事務や事業を「事務事業」としました。「事務事業」は、上位の「施策」を実現するための手段ですので、「施策」と「事務事業」は、目的と手段の関係になります。

施策体系には、区で行う全ての事業を配置し、現時点で約700事業があります。

3. 重点プロジェクトの推進について

これまでは、基本計画に基づき各施策を展開するとともに、区が抱える重要かつ喫緊の課題を解決するため「足立区重点プロジェクト推進戦略」を策定し、優先的に取組んできました。その結果、「ビューティフル・ウィンドウズ運動」により治安が改善され、「シティプロモーション」により区の魅力に関する内外の評価が高まる等、成果が出始めています。

今後も、ボトルネック的課題（治安、学力、健康、貧困の連鎖）を早急に解決し、変化しつつある社会情勢や区民ニーズに迅速かつ的確に応えるために、特に優先度の高い取組みを「重点プロジェクト」として選定し、限られた予算や人材を重点的に配分するとともに、以下の視点でまとめた上でメリハリのある施策を展開していきます。

(1)「ひと」 多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人

【重点目標】

- 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む
- 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える
- 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる
- 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する

(2)「くらし」 人と地域がつながる 安全・安心なくらし

【重点目標】

- 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する
- 環境負荷が少ないくらしを実現する
- 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する
- 健康寿命の延伸を実現する

(3)「まち」 真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち

【重点目標】

- 災害に強いまちをつくる
- 便利で快適な道路・交通網をつくる
- 地域の特性を活かしたまちづくりを進める
- 地域経済の活性化を進める

(4)「行財政」 様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

【重点目標】

- 多様な主体による協働・協創を進める
- 戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う
- 区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす
- 次世代につなげる健全な財政運営を行う

4. 区民評価委員会について

(1) 区民評価委員会の評価について

① 委員会の役割

区民評価委員会は、区が実施した施策や事業について、区民や学識経験者の観点で評価を実施し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働・協創と区政経営の改革・改善を推進することを目的としています。

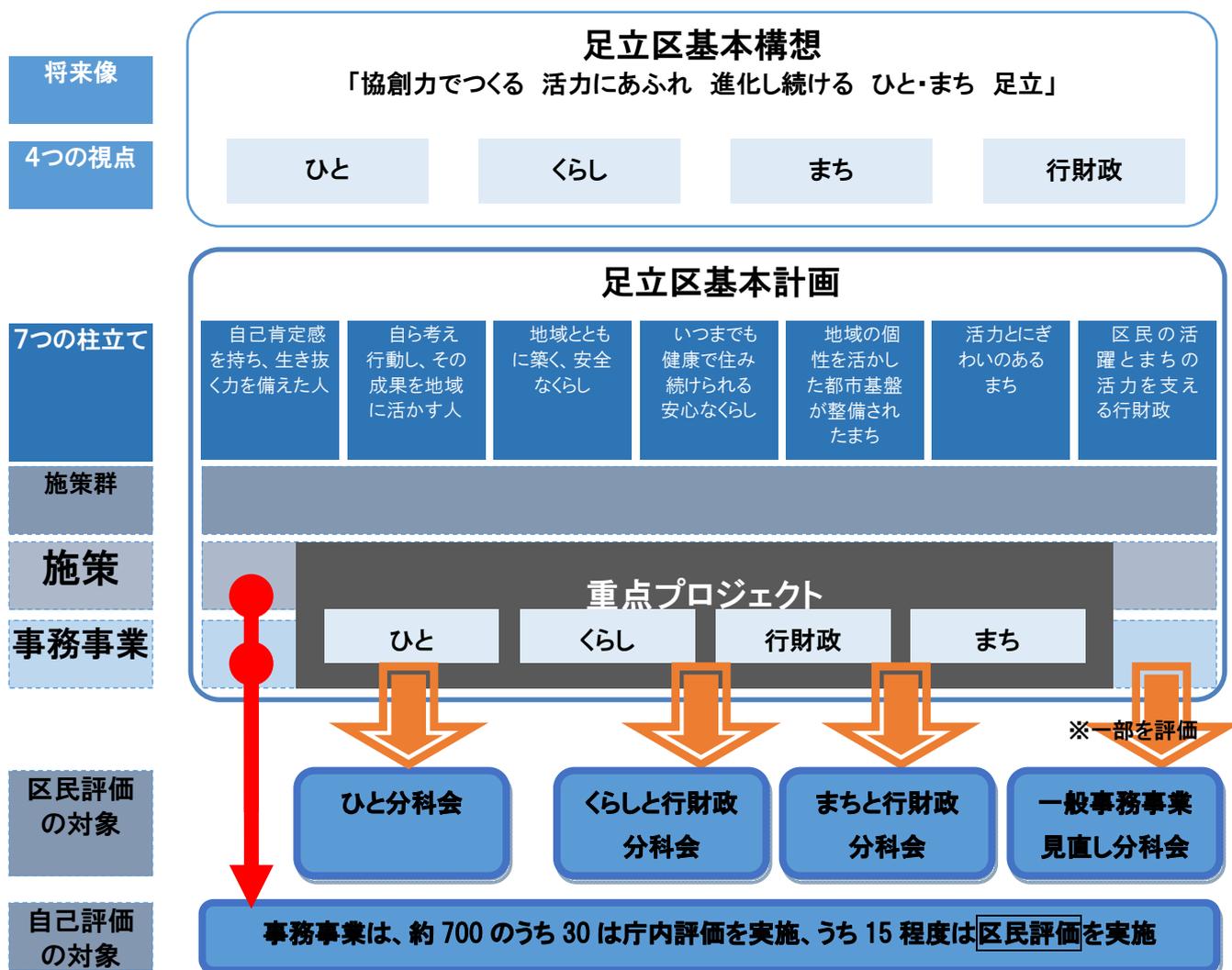
② 委員会の構成

本委員会は、学識経験者委員 5 名以内、区民からの公募委員 12 名以内の合計 17 名以内で構成されます。

③ 評価の体制

本委員会は評価活動を効率的に行うため、基本構想に定める 4 つの「視点」を基本とした三つの分科会（「ひと」「暮らしと行財政」「まちと行財政」）と、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業の一部の評価を実施する分科会（「一般事務事業見直し」）、の計四つの分科会を設置しています。

【区民評価委員会 分科会と評価対象の関係図】



(2) 区民評価委員会の評価対象について

区民評価委員会は、評価対象を重点プロジェクト事業に絞り込み、各プロジェクト事業の重点目標に対する達成状況の検証、達成に向けた改善方法の検討、新たな課題解決の提案などを行います。

また、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業についても、庁内評価を経た一部事業について、区民評価委員会の評価を実施します。

【評価対象別の評価体制】

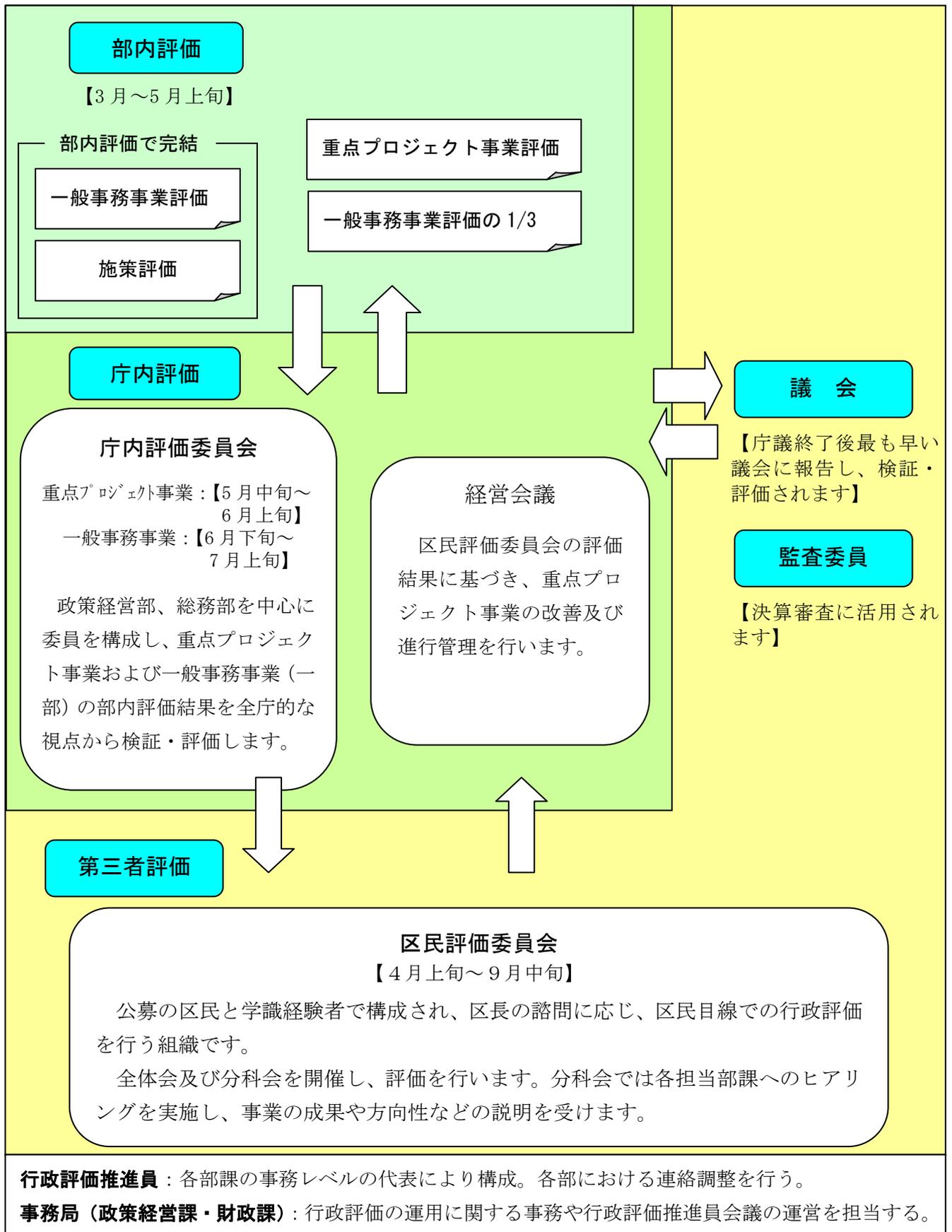
評価対象	各部評価	庁内評価委員会	区民評価委員会
重点プロジェクト事業	○	○	○
施策	○		
一般事務事業	○	○毎年、全事業の1/3を評価対象とし、その中から30事業をヒアリング	○庁内評価委員会がヒアリングを実施した事業から15事業程度

5. 評価結果の活用について

重点プロジェクト事業や施策、一般事務事業の評価結果は、基本構想で定める足立区の将来像の実現に向けた改善に役立てるとともに、基本計画の進行管理の手段として活用します。特に重点プロジェクトは、充実にに向けた改善を強化します。

なお、重点プロジェクト事業以外の一般事務事業については、全事務事業の3分の1程度を庁内評価の対象とし、3年ローリングで評価を実施します。評価結果に基づいて、事業の必要性や予算計上および執行の適切さ、といった視点での見直しを行うことで、予算編成や事業執行に反映していきます。

6. 運用体制



平成30年度 重点プロジェクト事業体系一覧

「★」…子どもの貧困対策重点事業

視点	事業No.	種別等	事業名	担当所管
ひら	柱立て：自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人			
	重点目標：①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む			
	重点項目：就学前教育の充実			
	1		★「幼児教育推進事業・家庭教育推進事務」	教育指導部 就学前教育推進課 子ども家庭部 子ども政策課 青少年課
	重点項目：確かな学力の定着			
	2		★「学力向上対策推進事業（小学校の基礎学力対策）」	教育指導部 学力定着推進課
	3		★「学力向上対策推進事業（中学校の基礎学力対策）」	教育指導部 学力定着推進課
	4		★「学力向上対策推進事業（学習・生活支援の人材配置）」	教育指導部 学力定着推進課 教育指導課
	5		★「学力向上対策推進事業（教員の授業力向上）」【	教育指導部 学力定着推進課
	重点項目：子どもの状況に応じた支援の充実			
	6	【くらし】	★「発達支援児に対する事業の推進」	子ども家庭部 こども支援センターげんき 支援管理課
	7		★「不登校対策支援事業」	子ども家庭部 こども支援センターげんき 教育相談課 教育指導部 教育指導課
	新①	新規	★「育英資金事業」	学校運営部 学務課
	(31)	【くらし】 再掲	★「生活困窮者自立支援事業」	福祉部 くらしとこととの相談センター
	重点項目：健やかな身体づくり			
	8		「小・中学校給食業務運営事業（おいしい給食の推進）」	学校運営部 おいしい給食担当課
	(33)	【くらし】 再掲	「健康あだち21推進事業（糖尿病対策）」	衛生部 こころとからだの健康づくり課
	重点項目：遊びと実体験の場や機会の充実			
	9		★「放課後子ども教室推進事業」	学校運営部 学校支援課
10		「こども未来創造館事業」	地域のちから推進部 地域文化課	
11		「自然教室事業・体験学習推進事業」	学校運営部 学務課 子ども家庭部 青少年課	

「★」…子どもの貧困対策重点事業

視点	事業No.	種別等	事業名	担当所管
重点目標：②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える				
重点項目：多様な保育サービスの提供と待機児童の解消				
	12		★「待機児童解消の推進」	子ども家庭部 待機児ゼロ対策担当課 子ども施設整備課 子ども施設入園課
	13		★「学童保育室運営事業」	地域のちから推進部 住区推進課
重点項目：子育て不安の解消				
	14		★「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）の推進事業（妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業）」	衛生部 足立保健所 保健予防課
	15		★「子育てサロン事業」	地域のちから推進部 住区推進課
	16		★「養育困難改善事業（児童虐待対策等）」	子ども家庭部 こども支援センターげんき こども家庭支援課
	17	【くらし】	★「ひとり親家庭総合支援事業」	福祉部 親子支援課
柱立て：自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人				
重点目標：③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる				
重点項目：地域での学習・文化・スポーツ活動等の定着				
	18		「文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」	地域のちから推進部 地域文化課 スポーツ振興課 中央図書館
	19	新規	「東京オリンピック・パラリンピックレガシー創出事業」	政策経営部 経営戦略推進担当課 地域のちから推進部 スポーツ振興課
	(29)	【くらし】 再掲	「介護予防事業（パークで筋トレ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのらくらく教室）」	福祉部 地域包括ケア推進課 地域のちから推進部 スポーツ振興課
重点目標：④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する				
重点項目：互いを認めあう人の育成				
	20		「ワーク・ライフ・バランスの推進事業」	地域のちから推進部 区民参画推進課
	—	【くらし】 【まち】	「ユニバーサルデザイン推進事業」 ※評価対象外	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課
	(48)	【行財政】 再掲	★「NPO・区民活動支援事業」	地域のちから推進部 区民参画推進課
	(50)	【行財政】 再掲	「協創推進体制の構築」	政策経営部 協働・協創推進担当課

ひら

「★」…子どもの貧困対策重点事業

視点	事業No.	種別等	事業名	担当所管
くらし	柱立て：地域とともに築く、安全なくらし			
	重点目標：⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する			
	重点項目：ビューティフル・ウィンドウズ運動の強化			
	21		「ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上）」	危機管理部 危機管理課
	22		「生活環境保全対策事業（ごみ屋敷、不法投棄、放置自転車対策）」	環境部 生活環境保全課 都市建設部 交通対策課
	23	【まち】 視点異動	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり推進地区認定事業）」	都市建設部 市街地整備室 まちづくり課
	(40)	【まち】 再掲	「空き家利活用促進事業」	都市建設部 建築室 住宅課
	24	【行財政】 視点異動	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業）」	地域のちから推進部 地域調整課
	重点目標：⑥環境負荷が少ないくらしを実現する			
	重点項目：循環型社会への転換の促進			
	25		「エネルギー対策の推進（温室効果ガス排出削減）」	環境部 環境政策課
	26		「ごみの減量・資源化の推進」	環境部 ごみ減量推進課
27	【まち】	「自然環境・生物多様性の理解促進事業」	環境部 環境政策課	

「★」…子どもの貧困対策重点事業

視点	事業 No.	種別等	事業名	担当所管
くらし	柱立て：いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし			
	重点目標：⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する			
	重点項目：高齢者等の安心を確保			
	28		「地域包括ケアシステムの推進」	福祉部 地域包括ケア推進課
	29	【ひと】	「介護予防事業（パークで筋トレ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのらくらく教室）」	福祉部 地域包括ケア推進課 地域のちから推進部 スポーツ振興課
	30	【行財政】 視点異動	「孤立ゼロプロジェクト推進事業」	地域のちから推進部 絆づくり担当課
	重点項目：多様な支援サービスの提供による区民生活の安定・自立の推進			
	31	【ひと】	★「生活困窮者自立支援事業」	福祉部 くらしとごとの相談センター
	(6)	【ひと】 再掲	★「発達支援児に対する事業の推進」	子ども家庭部 こども支援センターげんき 支援管理課
	(17)	【ひと】 再掲	★「ひとり親家庭総合支援事業」	福祉部 親子支援課
		【ひと】 再掲	「ユニバーサルデザイン推進事業」 ※評価対象外	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課
	(47)	【まち】 再掲	★「就労支援・雇用安定化事業（区内企業の人材確保支援等）」	産業経済部 起業経営支援課
	重点目標：⑧健康寿命の延伸を実現する			
	重点項目：自ずと健康になれるくらしの支援			
	32		「データヘルス推進事業」	衛生部 データヘルス推進課
	33	【ひと】	「健康あだち21推進事業（糖尿病対策）」	衛生部 こころとからだの健康づくり課
	34		「こころといのちの相談支援事業」	衛生部 こころとからだの健康づくり課
	重点項目：安心できる地域医療の充実			
	—	新規	「大学病院の誘致」 ※評価対象外	衛生部 衛生管理課

「★」…子どもの貧困対策重点事業

視点	事業No.	種別等	事業名	担当所管
まち	柱立て：地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち			
	重点目標：⑨災害に強いまちをつくる			
	重点項目：防災対策の強化			
	35		「防災力向上事業（防災訓練・防災計画）」	危機管理部 災害対策課
	36		「防災まちづくり事業の推進（密集市街地整備・不燃化促進・細街路整備）」	都市建設部 市街地整備室 密集地域整備課 建築室 開発指導課
	37		「建築物減災対策事業」	都市建設部 建築室 建築調整課 建築安全課
	重点目標：⑩便利で快適な道路・交通網をつくる			
	重点項目：道路・交通網の充実			
	38	統合	「交通環境の改善事業（都市計画道路及びバス・自転車走行環境の整備）」	都市建設部 交通対策課 道路整備室 街路橋りょう課
	重点目標：⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める			
	重点項目：都市機能の向上			
	39		「鉄道立体化の促進事業（竹ノ塚駅付近連続立体交差事業）」	都市建設部 鉄道立体推進室 竹の塚整備推進課
		【行財政】再掲	「エリアデザインの推進」 ※評価対象外	政策経営部 エリアデザイン推進室 エリアデザイン計画担当課
	重点項目：良好な生活環境の形成			
(23)	【くらし】再掲	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり推進地区認定事業）」	都市建設部 市街地整備室 まちづくり課	
40	【くらし】	「空き家利活用促進事業」	都市建設部 建築室 住宅課	
	【ひと】再掲	「ユニバーサルデザイン推進事業」 ※評価対象外	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課	

「★」…子どもの貧困対策重点事業

視点	事業No.	種別等	事業名	担当所管
まち	重点項目：緑と水辺と憩いの空間の創出			
	41		「緑の普及啓発事業」	都市建設部 みどりと公園推進室 みどり推進課
	42		「公園等の整備事業（パークイノベーションの推進等）」	都市建設部 みどりと公園推進室 みどり推進課 パークイノベーション担当課
	(27)	【くらし】 再掲	「自然環境・生物多様性の理解促進事業」	環境部 環境政策課
	柱立て：活力とにぎわいのあるまち			
	重点目標：⑫地域経済の活性化を進める			
	重点項目：中小企業の競争力向上を支援			
	43		「創業支援事業（産学金公ネットワークによる起業・創業支援）」	産業経済部 企業経営支援課
	44		「経営改善事業（生産性の向上と競争力強化）」	産業経済部 企業経営支援課 産業振興課
	45		「販路拡大支援事業（区内産業・製品のPR）」	産業経済部 産業振興課
	重点項目：にぎわいのある商店街づくり			
	46		「商店街と地域商店の魅力向上事業（訪れたい店づくりと人が集うまちの創出）」	産業経済部 産業振興課
	重点項目：区内企業の人材確保			
47	【くらし】	★「就労支援・雇用安定化事業（区内企業の人材確保支援等）」	産業経済部 企業経営支援課	

「★」…子どもの貧困対策重点事業

視点	事業No.	種別等	事業名	担当所管
行 財 政	柱立て：区民の活躍とまちの活力を支える行財政			
	重点目標：⑬多様な主体による協働・協創を進める			
	重点項目：協働・協創による地域づくりの活性化			
	(30)	【くらし】 再掲	「孤立ゼロプロジェクト推進事業」	地域のちから推進部 絆づくり担当課
	48	【ひと】	★「NPO・区民活動支援事業」	地域のちから推進部 区民参画推進課
	49		「町会・自治会の活性化支援」	地域のちから推進部 地域調整課
	(24)	【くらし】 再掲	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業）」	地域のちから推進部 地域調整課
	50	【ひと】	「協創推進体制の構築」	政策経営部 協働・協創推進担当課
	重点項目：大学連携の推進			
	51		★「大学連携コーディネート事業」	政策経営部 広報室 シティプロモーション課
	重点目標：⑭戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う			
	重点項目：行政評価制度の活用と改革			
	—		「行政評価事務」 ※評価対象外	政策経営部 政策経営課
	重点項目：専門定型業務の外部化推進			
	—		「戸籍住民課の窓口業務委託」 ※評価対象外	区民部 戸籍住民課
	—		「国民健康保険業務の外部委託」 ※評価対象外	区民部 国民健康保険課
	—		「会計管理業務の外部委託」 ※評価対象外	会計管理室
	—		「介護保険業務の外部委託」 ※評価対象外	福祉部 介護保険課
—		「足立保健所窓口等運營業務の外部委託」 ※評価対象外	衛生部 衛生管理課	

「★」…子どもの貧困対策重点事業

視点	事業No.	種別等	事業名	担当所管
重点項目：協創を推進する人材の育成				
	52		「接客力の向上」	政策経営部 広報室 区民の声相談課
	53		「人材育成事務（職員研修事業、職員の能力を活かす人事）」	総務部 人事課 人材育成課
重点項目：戦略的広報の展開				
	54		「情報発信強化事業（各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等）」	
重点項目：的確な区民ニーズの把握				
	55		「区民意識調査事業（世論調査・区政モニター制度等）」	政策経営部 広報室 区政情報課
重点目標：⑮区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす				
重点項目：区の魅力向上				
	56		「シティプロモーション事業」	政策経営部 広報室 シティプロモーション課
	—	【まち】	「エリアデザインの推進」 ※評価対象外	政策経営部 エリアデザイン推進室 エリアデザイン計画担当課
重点目標：⑯次世代につなげる健全な財政運営を行う				
重点項目：堅固な歳入基盤の確保				
	57		「4 公金収納金の収納率向上対策（税・保険料）」	区民部 納税課
	—		「低・未利用の公有財産（土地・建物）の利活用」 ※評価対象外	資産管理部 資産管理課 資産活用担当課
重点項目：公共施設の再編				
	—		「「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の更新・再配置の推進」 ※評価対象外	資産管理部 施設再編整備計画担当課

行
財
政

平成30年度重点プロジェクト事業ラインナップの変更点一覧

平成29年度		変更	分野	平成30年度	
No.2	「小学校学力定着対策事業」	⇒	ひと	No.2	「学力向上対策推進事業（小学校の基礎学力対策）」※名称変更
No.3	「中学校学力定着対策事業」	⇒		No.3	「学力向上対策推進事業（中学校の基礎学力対策）」※名称変更
No.4	「学力向上のための講師等配置事業 （そだち指導員・生活指導員の配置）」	⇒		No.4	「学力向上対策推進事業 （学習・生活支援の人材配置）」 ※名称変更
No.5	「教員の授業力向上事業」	⇒		No.5	「学力向上対策推進事業（教員の授業力向上）」※名称変更
No.6	「こどもと家庭支援事業（不登校対策支援事業）」	⇒		No.7	「不登校対策支援事業」※事業再編
No.10	「自然教室事業・体験学習推進事業」	⇒		No.11	「自然教室事業・体験学習推進事業」 ※事業再編
—	「文化・スポーツ活動協創推進事業」	⇒		No.18	「文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」 ※名称変更
—	(新規)	⇒		No.19	「東京オリンピック・パラリンピックレガシー創出事業」
No.17	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（生活安全支援事務）」	⇒		No.21	「ビューティフル・ウィンドウズ運動 （地域防犯力の向上）」 ※名称変更
—	「防犯まちづくり推進地区認定事業」	⇒		No.23	「ビューティフル・ウィンドウズ運動 （防犯まちづくり推進地区認定事業）」 ※名称変更
No.21	「環境学習・体験の推進 （自然環境・生物多様性の理解促進）」	⇒	No.27	「自然環境・生物多様性の理解促進事業」 ※名称変更	
No.29 No.30	「交通施設の整備・改善事業」 「都市計画道路等の新設事業」	⇒	No.38	「交通環境の改善事業 （都市計画道路及びバス・自転車走行環境の整備）」※事業統合	
No.32	「区営住宅更新事業」	⇒	—	※重プロ除外	
No.35	「創業支援事業」	⇒	No.43	「創業支援事業 （産学金公ネットワークによる起業・創業支援）」※名称変更	
No.36	「経営改善事業」	⇒	No.44	「経営改善事業（生産性の向上と競争力強化）」 ※名称変更	
No.37	「販路拡大支援事業」	⇒	No.45	「販路拡大支援事業（区内産業・製品のPR）」 ※名称変更	
No.38	「商店街魅力向上事業」	⇒	No.46	「商店街と地域商店の魅力向上事業 （訪れたくなる店づくりと人が集うまちの創出）」※名称変更	
No.39	「就労支援・雇用安定化事業 （あだち若者サポートステーション等）」	⇒	No.47	「就労支援・雇用安定化事業 （区内企業の人材確保支援等）」 ※事業再編	
No.45	「国民健康保険業務の外部委託」	⇒	行財政	—	「国民健康保険業務の外部委託」 ※評価対象外
—	「会計管理業務の外部委託」			—	「会計管理業務の外部委託」 ※評価対象外
—	「介護保険業務の外部委託」			—	「介護保険業務の外部委託」 ※評価対象外
—	「足立保健所窓口等運營業務の外部委託」			—	「足立保健所窓口等運營業務の外部委託」 ※評価対象外

《用語解説》

用語	解説
インバウンド	元々は「外から中に入り込む」という意味。一般的に「外国人の訪日旅行」の意味で使われることが多い。
協創プラットフォーム	協創推進のために、公・民、様々な主体が自由に集える機会や場
コーディネーショントレーニング	遊びの要素を取り入れながら行う「脳と神経を効率よく働かせ、運動能力を高めるトレーニング」。遊び感覚で楽しみながら行うことができるため、運動嫌いの子どもたちも知らない間に身体を動かすことを身につけることができる。
細街路	幅員4m未満の狭あい道路
シェイクアウト訓練	シェイクアウト（SHAKE OUT）とは米国の造語。地震を吹き飛ばすの意。参加時刻に、その場で1分間、頭を抑えてしゃがむか机に潜るだけのシンプルな訓練。
シティプロモーション	まちの魅力を発掘・磨き・創造するとともに、戦略的に発信し、自慢できる、誇れるまちへと進化させること。
多層指導モデル(MIM)	通常の学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援をしようという指導モデル。子どもが学習につまずく前に、また、つまずきが深刻化する前に指導・支援を提供することを目指す。
デジタルサイネージ 《画像あり》	電子看板（該当事業では災害用電子看板として活用）
パークイノベーション	魅力ある地域の公園づくりと、持続可能な公園運営を目指す取り組み。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。
A-メール	足立区のメール配信サービス。区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛に送る。
PDCAのマネジメントサイクル	計画（プラン：P）、実施（ドゥ：D）、評価（チェック：C）、改善・改革（アクション：A）という作業を継続的に循環させて業務改善をしていくこと。
QOL (quality of life)	人々の生活を物質的な面から数量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。
SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。LINE、Facebook、Twitterなど。
VFM(Value for money)	金額に見合う価値(のあるもの)、値段相応のもの。

画像 デジタルサイネージ



